

令和5年第3回上里町議会定例会会議録第2号

令和5年6月6日（火曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	くらし安全課長	間々田亮君
町民福祉課長	及川慶一君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	亀田真司君	高齢者いきいき課長	山田隆君
道路整備課長	宮下忠仁君	まちづくり推進課長	吉田広毅君
産業振興課長	吉村貴文君	教育総務課長	望月誠君
教育指導課長	櫻井達夫君	生涯学習課長	金井憲寿君
上下水道課長	根岸利夫君		

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第1 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆様、おはようございます。議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

今回の質問は、利用しやすい公共交通について、食料問題と農業振興について、平和都市宣言塔についての3項目です。順次質問させていただきます。

1、利用しやすい公共交通について、①こむぎっち号の延長で得た検証の到達点について。

公共交通については、議会においても2019年6月議会において、特別委員会を設置し、誰もが移動しやすい町づくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通の在り方について検討してきました。

当初は、高齢者を中心に聞き取り調査を実施する計画も立てましたが、コロナ禍の中で議会だよりを通し、1万1,000世帯にアンケート用紙を配布することになりました。有効回答数923、回収率は8.39%の貴重な御意見をいただきました。このアンケートの結果は2021年6月15日に町長のほうにも提出をさせていただいております。2年前の議会のこの提案は、現在は利用者が少ない状態ですが、将来を見据えると定時定路線バスをなくさず、バスの小型化や停留所の数、時刻表改善など、大胆なルート変更を図りながら運行を続けること。また、定時定路線バスでは行きにくい医院や病院の通院は、タクシー補助券を並行して実施する必要があるという内容でありました。

計画では22年度に新しく見直される予定でしたが、町はルート変更後の検証が十分できなかったとして、再度2年の延長を続けてこられました。この延長期間に得られた検証の到達点について、まずお聞きしたいと思います。

②次に目指す公共交通に在り方について。

2年間の検証機関を通し、検証を基に新たに考えている上里町の次期公共交通手段についてお聞きいたします。

自治体が実施する公共交通手段としては、こむぎっち号のようなコミュニティバス、美里町や神川町が実施しているようなタクシー券補助、また全国で年々増えてきているオンデマンドバスやタクシーなどがあると思います。自治体によっては、それらを組み合わせた運行も実施しているようです。町が目指す次期公共交通についての考えをお聞きしたいと思います。

③次期公共交通活性化協議会と並行した町民の意見吸収について。

住民の方からは免許証の返納も考えるが、こむぎっち号では病院に行きにくい、バス停が遠くて利用できない、美里町のようなタクシー券を出してもらいたいなどの要望を今年に入ってから何人もの方からいただいております。議会の調査でも一番多かったのは、運転できる今はいいけれども、将来が心配という声でした。徐々に免許証返納に直面する町民が増えているということを感じております。

今年度町の地域公共交通活性化協議会は6月から次期計画の検討に入ると思います。見直し期間を2年延長することは協議会で決定をし、進められてきました。住民生活への影響も大きく、関心も大きい公共交通システムですが、決定で2年延長が進められてきたわけです。決定してから公表するのでは困りますという声も届きません。ですので、協議会と並行して検討内容を住民に開示して、住民の願いや意見を聞く機会を設けながら、見直しを図っていただきたいというふうに思いますけれども、進め方について町の考えをお聞きしたいと思います。

2、食料問題と農業振興について、①食料自給率と農業の現状についての見解。

5月11日の朝日新聞の1面には、食料増産命令、法整備を検討の見出しで、有事の輸入停止、パンデミックの混乱に備えて、農林水産業が農畜産物の増産を農家や民間事業者に命令できる制度をつくる方向で検討をはじめ、来年改定を目指す食料農業農村基本法に盛り込み、強制力を伴う新法を整備する方針だと報道されました。

ロシアの侵略戦争開始から国内においてもとんでもない勢いで食料品の値上げが繰り返されてきています。この物価高騰の背景として、東京大学大学院、鈴木宣弘農学生命科学研究科教授は食料品の高騰は一時的な現象ではないといい、先生が言われるクロトワショックと言っているようですが、世界の食料が4つの危機に見舞われていると指摘しています。その4つとは、コロナ禍による物流の停滞、中国による食料の爆買い、異常気象による世界的な不作、ウクライナ戦争の勃発です。4つの危機は世界的に共通して起こっているわけですが、日本が特に脆弱なのは食料の多くを輸入に頼っている国だからです。

日本の食料自給率は、カロリーベースでは1965年度は73%でしたが、2022年は38%です。しかも、現在の低い自給率さえ、飼料や肥料や畜産飼料も輸入に頼っているため、これらの輸入が止まれば維持さえできなくなる、こういうことになります。また、量だけでなく、質の問題も重要です。人体や生態系への影響がまだ分からない遺伝子組換えやゲノム編集された作物が

大量に輸入され、国内でも生産されていることです。小麦や果物などには発がん性があると判断されている農薬や収穫後農薬の防カビ剤が散布され、畜産、酪農の分野では成長ホルモンの使用や飼料添加物を使用したものが輸入されています。EUなどでは基準が厳格に決められていますけれども、日本の基準は輸出国に言われるままに残留基準値を緩和してきています。

今年4月からは商品表示のルールが変わってしまいました。商品の原材料銘柄に遺伝子組換え不使用の任意表示が実質できなくなってしまうため、5%未満の混入の場合は商品が選べない、こういう状態になっていきます。

国連の最新の統計では、2021年の飢餓人口は8億2,800万人で、世界人口の9.8%を占めています。中程度から重度の食料不足人口は、世界人口の約3割、23億人だそうです。日本は人口減少が課題ですが、世界の人口は増加しています。大量に買い付ける国と円安でそうした競争に乗っていけない日本、何よりも異常気象が広がっている中、輸入先の国の食料が不作となった場合は、自国が優先となることは必然です。

議会は昨年の降ひょう被害を受け、6月議会で災害支援と食料自給率向上を求める意見書を賛成多数で採択し、国に提出しています。上里町の基幹産業は農業です。食料自給率と農業の現状について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

②上里町農業振興プロジェクトの基本方針について。

平成29年3月に上里町農業振興プロジェクト、こちらです、10か年計画を策定しております。今年は6年目になります。そこで、基本方針にある農業従事者の維持と育成について、優良農地の確保と集積について、上里農業活性化の3つと書きましたけれども、4つでしたね、4つの目標について、低農薬・有機農業の取組について、食育の促進について、計画策定当時とは大きく変わり、食料品の高騰が続く下で、この5つの基本目標の到達点と課題についてお聞きします。

3、平和都市宣言塔について、①検討状況と新設時期について。

非常に古くなってしまっている平和都市宣言塔の改善について、町長は交通車両の流れを考慮した上で、新しいPR方法ということで、人が集まる場所に常時メッセージが伝わるような方法、デジタル化で実現できる方向で検討すると答弁をされてきました。今年度予算にはデジタルサイネージ導入業務委託料118万5,000円、デジタルサイネージ利用料30万8,000円がありますが、これが平和都市宣言の電子看板ということでよいのでしょうか。デジタルサイネージは新たな情報発信の手段として急速に広がっているシステムだと思います。商業施設やオフィス、駅や公共施設など、複数箇所にある頻繁に情報を更新する必要がある場合などには、印刷して出向いて貼り換えるなどの手間が必要なく、メリットが大きいと思います。しかし、平和都市宣言の看板は、更新の必要はなく、常設になると思います。

現在のような形での宣言塔看板とデジタルサイネージに変えた場合、維持管理費や設置費の比較は行ってきているのでしょうか。

このことをお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁と求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

沓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、利用しやすい公共交通についての①こむぎっち号の延長で得た検証の到達点についてと②次に目指す公共交通の在り方について、そして③地域公共交通活性化協議会と並行した町民の意見吸収については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

本町の公共交通サービスは、町内の移動手手段の確保を目的に、平成15年度より福祉巡回バスを平成24年度には町内循環バスとして再編し、運行しました。そして、平成28年3月から現在のコミュニティバスこむぎっち号を運行しております。こむぎっち号の運行は当初5年間の協定期間となっておりましたが、その後、2回の延長を行っており、今年で運行開始から7年が経過しました。この間、利用者増加策として様々な取組を行ってまいりましたが、大きなものとしては令和元年に実施したダイヤ改定及び支線ルートを増便するための隔日運行とする再編が上げられます。

そして、令和2年3月には町内の公共交通網の利便性を向上させ、持続可能な公共交通の実現を目的とした上里町地域公共交通網形成計画を策定し、現在も計画に沿った運行や取組を行っておるところでございます。なお、本計画では、当初次期公共交通の導入の可能性について検討する期間を令和4年度までとしておりましたが、令和元年のダイヤ改定に加え、新型コロナによる利用者の激減により、利用者データを十分に蓄積することが困難な状況にあったなどの理由から、検討と準備の期間を令和6年度まで延長したところでございます。

議員御質問の期間の延長で得た検証結果につきましては、昨年度までの利用状況等のデータが出そろった段階であり、現在分析を進めているところでございます。なお、利用データ等の分析と次期交通形態の検討は、同時に進めてまいりますので、次期公共交通サービスの方向性を知らせる際、分析結果等についても併せてお示しできるものと考えております。

また、利用状況については、令和4年度の利用者数がコロナ禍以前の令和元年度の利用者数にまで戻ったという状況であります。

次に、次期公共交通サービスの検討につきましては、昨年12月定例会における全員協議会において御報告しましたとおり、こむぎっち号の利用者データの分析結果や町民ワークショップ、

町民アンケート等の結果を踏まえ、上里町地域公共交通活性化協議会の作業部会である分科会において検討を進めてまいります。

したがって、現時点において、次に目指す公共交通の在り方を具体的にお示しすることはできませんが、現行のこむぎっち号の利用データから見える傾向や課題、町民の意向、そして財政的な側面から総合的に判断しながら検討を進めてまいります。

なお、令和5年2月から3月にかけて実施しました町民ワークショップでは、テーマを「上里スタイル」とし、上里町の地域性を踏まえた、上里らしい公共交通は何かという視点から考えていただきました。私も同席させていただきましたが、高校生から子育て世代、高齢者の方まで幅広い年齢層の方に御参加いただき、それぞれの観点から様々な意見が出されていたと思います。

最後に、地域公共交通活性化協議会と並行した町民の意見吸収については、町民アンケートや利用者アンケート等の実施により、直接町民の皆様の御意見を聞く機会を設ける予定でございます。

今後の検討により、どのような公共交通サービスを選択した場合も、主に利用する方は上里町民であります。町民が安心して暮らしていける町となるよう、まずは利用者である町民の意見を踏まえるとともに、持続可能な公共交通の実現という観点からもしっかりと検討をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2、食料問題と農業振興についての①食料自給率と農業の現状についての見解でございます。

国の発表によると、令和3年度における日本の食料自給率は、カロリーベースで38%となっており、農林水産省は令和12年度までに食料自給率を45%まで引き上げることを目標としています。食料安全保障とは、国民が安定的に十分な食料を入手できることを意味しますが、低い食料自給率は食料安全保障への懸念という側面もございます。食料自給率の低下は、日本人の食生活が変化し、「肉や油脂類」の消費量が増えたことや輸入農産物の増加に加え、農業従事者の高齢化など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことが主な原因と言われております。

食料自給率の向上のためには、農業の担い手の確保や農地の集積、農業用資材の安定調達など多くの課題を克服するとともに、スマート農業の推進など農業を取り巻く環境を整備し、農業経営の強靱化を支援することも重要であります。

町の農業の特徴の一つである種子小麦の生産は、国産小麦の流通において重要な役割を果たしています。また、町内で生産される野菜をはじめとした農産物は、首都圏に広く供給されています。近年では長野県に本社のある農業法人が町内の出荷組合と連携し、長野県と埼玉県の間における産地リレーを実施するなど、国産野菜の流通に先進的な役割を果たしておるところ

でございます。このように、上里町をはじめとした農業を基幹産業とする地方自治体が、食の安全保障を担っていると言っても過言ではありません。

また、食料自給率の向上による国内農業の成長は、経済の好循環を促進し、他の産業への波及効果も期待されるなど、基本経済全体によい影響を与えるものと考えられております。

農業には、国民生活において多くの効果があると言われております。自然環境の保護や内水被害の防止、伝統文化の保全や観光資源など、多面的な機能があることも農業という産業の特徴であります。

上里町におきましても農業は基幹産業であります。町内には米麦や露地野菜を中心とした土地利用型農業、トマトやキュウリ、イチゴなどの施設利用型農業、梨を中心とした果樹作農業、酪農や養鶏、肥育といった畜産業など多種多様な営農形態がございます。

経営体系により状況は様々でございますが、それぞれに沿った支援を行う必要がございます。今後も埼玉県、埼玉ひびきの農協と連携し、持続性のある上里町の農業を目指してまいります。

次に、②農業振興プロジェクトの基本方針についてお答え申し上げます。

上里町農業振興プロジェクトは、総合振興計画などの上位計画を補完する形で平成29年3月に策定されました。町の農業の課題を踏まえ、5つの基本方針である「多様な担い手の確保・育成」、「優良農地の確保・集積」、「上里農業の活性化」、「人と環境にやさしい生産の振興」、「農業体験等による食育の促進」を掲げ、それぞれの方針に基づき具体的な施策を整理しております。基本方針に沿った取組の概要について御説明いたします。

基本方針1は「多様な担い手の確保・育成」でございます。

新たな担い手の確保のため、産業振興課では、新規就農希望者に対する相談業務を行っております。町における相談の頻度については、年に10人程度となっており、目指している経営形態や現在の生活状況、技術の習得、作業場や農業用機械、農地の確保など多くの項目について、確認、相談を受けています。埼玉県や埼玉ひびきの農協と連携し、就農に向けた計画の実現性などについて、総合的な支援に関する検討を行っております。

その後、農業次世代人材投資資金や制度資金などを活用し、機械購入や営農定着までの経済的な支援など、新規就農者に対する伴走的な支援を図っているところでございます。

また、現在の経営体を維持し、継続性のある農業を実現するため、埼玉県や農業委員会と協力し、営農改善計画書の策定支援と計画認定業務を行い、認定農業者の確保、育成に努めています。令和4年度は11経営体について認定を行いました。このような支援の効果もあり、町の認定農業者数は現在127経営体であり、全国的に担い手不足が叫ばれる中、町の認定農業者は、ここ数年現状維持から、やや微増といった推移となっております。

次に、基本方針2は「優良農地の確保・集積」でございます。

効率のよい営農に向け、農地の集積・集約化は重要な課題の一つです。農業委員会では平成27年度より農地中間管理事業に取り組み、農林公社並びに埼玉県、また埼玉ひびきの農協と連携し、区域農地保有者への説明会、農地の提供希望者への説明を実施しており、10年間で町内全域を推進する計画となっております。

事業開始から令和4年度までの8年間、農地中間管理事業による利用権設定面積が約266ヘクタール、集積率は農地台帳で管理する全体面積の約22%となっております。今後、残り2年間で町内の北部地区を推進する予定ですが、その際には集積率が25%を超えて、全体農地の約4分の1が農地中間管理事業による利用権設定になるものと想定されます。なお、10年間の推進期間終了後も継続して事業の推進を図ってまいります。

次に、基本方針3は「上里農業の活性化」でございます。

上里ブランドの確立に向け、アグリパーク上里やふるさと納税返礼品により、町内外の方々に対し、農産物を中心に広くPRを行っております。また、上里サービスエリアの下り線などにおきまして、関連企業の力添えもいただきながら、上里の梨や梨の加工品などの紹介を行いました。また、SNSの活用も情報発信には有効であります。現在、町の公式Instagramでは観光や町農産物に関する情報を発信しています。このような取組を通じて、農産物の消費拡大に取り組んでいます。

今後の目標といたしましては、新たな6次化製品の開発への支援にも力を入れていきたいと考えています。上里町商工会や埼玉ひびきの農協などとの情報交換による生産者と商工業者をつなぐマッチング事業も有効ではないかと思えます。

また、包括的な連携協定を締結させていただいた日本薬科大学や平沼水産株式会社とのパートナーシップも新たな特産品の開発が期待できるものと考えております。

次に、基本方針4は「人と環境にやさしい生産の振興」でございます。

上里町環境にやさしい農業推進協議会では、安心・安全な農産物栽培の取組を支援しています。具体的には、耕種農家と畜産農家の連携による堆肥利用の促進や生分解性マルチへの助成など減化学肥料や減農薬の取組に対する費用の一部助成を行っています。また、埼玉県や埼玉ひびきの農協と連携し、現在実施している埼玉県肥料価格高騰対策事業は、肥料価格高騰分の約7割を補助する事業ですが、化学肥料の資材量を2割低減することを条件としています。

安心・安全な農産物を求める消費者に訴求する上でも、この基本方針である「人と環境にやさしい生産の振興」は、上里ブランドの開発において重要なポイントになるのではないかと考えております。

次に、基本方針5は「農業体験等による食育の促進」でございます。子どもたちを対象とし

た農作業の体験教室として、地域の農業者など関係機関との協力により実施している小麦栽培体験教室や米作り体験教室では、種まきから収穫までの作業と収穫した「もち米」や「小麦」を自分たちで調理し、食べるまでの工程を学びます。自分たちで栽培したものを調理し、仲間たちと食べるというこの学びは、子どもたちの農業に対する理解を深め、本町に対する愛着、誇りにもつながる事業であります。今後も引き続き実施してまいりたいと思います。

また、本庄上里学校給食センターでは、積極的に地産地消に取り組んでいます。お米については、郡市産のキヌヒカリを使用し、野菜につきましても収穫時期に合わせ、できる限り地場産品を取り入れております。

給食への有機農産物の導入につきましても、価格面や生産面の整備などの課題がありますが、安全な給食の提供のため、これからも調査研究に努めてまいります。

安定した食料の供給はSDGsの各目標とも関連しています。また、農業の持続的成長は全人類の共通した願いではないでしょうか。国内の農業については、食料自給率の低下など多くの課題がございます。

食の安全保障をはじめとした農業を取り巻く環境の改善については、国の果たす役割が非常に大きいわけですが、町の立場といたしましても農業振興プロジェクトの基本方針に掲げた各施策の推進により、上里町農業の発展を目指してまいります。

次に、3、平和都市宣言塔について①検討状況と新設時期についてお答え申し上げます。

今日国際社会はコロナ禍に見舞われる中、食料安全保障、気候変動、またロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけとして、歴史的な転換期にあると言えます。先日の広島サミットにおいても課題として議論されたところでもあります。

こうした状況下であっても、非核宣言都市や平和首長会議に加盟している上里町として推進していかなければならない大切なことは、国レベルの大きな課題ではありますが、令和元年12月1日の「核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言」の趣旨に基づき、町民一人一人が、安心して平和で健康に生活を送れる時代を築いていくことにあると考えております。そして、我が国が人類最初の原爆の被爆国であり、非核三原則に基づき、日本にしかできない政策、訴えを核保有国に働きかけていただきたいと思っております。

御質問の宣言塔は、御承知のとおり、こうした考えを周知するため、「七本木の古新田地内」と「勅使河原の勝場地内」の2か所に設置しております。設置から30年が経過し、劣化具合も目立ってきておりますが、今後は修繕や新設等ではなく、これに代わる新たなPR手法について検討していきたいと考えております。

さらに、社会経済の変化を踏まえ、新たな試みといたしまして、令和5年度よりデジタルサイネージを活用した平和都市宣言の発信について計画を進めております。導入費用につきまし

ては、今年度の当初予算に計上しており、「役場庁舎」と「アグリパーク上里」の2か所にデジタルサイネージの端末を設置して、情報発信を行う予定でございます。

当面は宣言塔が2か所、デジタルサイネージが2か所と合計4か所からの情報発信となるわけですが、今後、デジタルサイネージの増設も検討していることから、平和都市宣言の思いをより効果的に、多くの方に周知できると考えております。

今年2月には「平和への思いをつむぐ町民のつどい」を駐日ウクライナ特命全権大使セルギー・コルスンスキー氏を迎え開催いたしました。改めて平和について町全体で考える機会となったと思っております。

今後も、「核兵器のない平和で健康的な都市づくり」のため、上里町から世界平和を願い、取組を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それでは、何点か時間の許す限り質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、公共交通についてでありますけれども、令和4年度の乗降状況を見ますと、だいたい元に戻ってきているかなというふうに思っています。しかしながら、中央線は非常に利用されていますけれども、北部、南部は若干は増えてはいますが、やはり利用状況が少ない、非常にまばらな、利用状況が多いところと少ないところがあるように感じます。

それで、この定時定路線の意義は時間で決められて自分が動けるといって、利用しやすいところに住んでいる町民にとっては非常に便利であるというふうに思います。しかし、この間、もうちょっと利用しやすくしてほしい、タクシー券が欲しいというふうな声を寄せてくれる方たちにとっては、僅かな距離のバス停が非常に遠くて、そこまで歩けないんだとか、そういう方なんです。病院にはなかなか乗り継いで行きにくい、買物は結構どの便もうまい具合に身近な大型商店に結びつくようになってはいますが、様々な病院に通うとなると非常にこむぎっちりでは行きにくい、そういう現状があるというふうに思います。

それで、いろんな形態があって、どこの自治体でもすごく成功しているということは難しく、常に住民の声を聞きながら点検をし、改善するということがかなというふうに思います。ただ、この上里町が次期目指す公共交通の在り方として、クロスセクター効果というのを重視して取り組んでもらいたいというふうに思います。例えば、ちょっとお金がかかるかもしれないけれども、そのことによって住民が生き生きと行動できたり、活動できれば、その医療費が抑えられるという、逆のプラス効果も生まれるという、そういう観点に立って住民の足の確保

を進めていっていただきたいなというふうに思いますけれども、その点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

沓澤議員もおっしゃっているとおり、地域公共交通という形で住民サービスが充実することは、町としても当然、今、私も答弁述べましたように大変重要な課題であると思っております。ただ、実際運行している状況を見ますと、中央ルートと南部ルート、北部ルートで少し利用の仕方が偏っているという認識は私どもも十分持っていて、その辺の改善点が必要かなということで、今、延長期間をやっている、でいろいろ検証しているところでございます。

昨日も他の議員から、同僚議員から話しました買物弱者についても、同じように公共交通がしっかりうまく機能十分で満たされていれば、そういったところも一つの解決策になるかと思えますし、また沓澤議員から病院へ行くにもと、町内の病院ならいいんですけども、他市町村の病院に行くには、この今のこむぎっち号ではもう使えないということでございまして、実は広域圏、1市3町でやっているわけですが、その中で私のほうから連携できるようなダイヤを組むなり、うまく、例えば本庄早稲田駅に行くにも、町内のバスと本庄市のバスとが連携して本庄早稲田駅に通えるような状況ができないかというのを問題提起といいますか、改善点として一応上げておりまして、まだ答えは出ていませんが、なかなか厳しいということで、今まで他市に乗り入れるということはなかなか難しく、美里町も、神川町も本庄市と連携できる環境を整えればいいんだかなという話が出ていましたんですが、なかなかそれが実現できないんで、現実的にはタクシー券を使っているというのをお聞きしています。

そういったところで、お互いに自分の町だけじゃなくて、児玉郡市、一つの形になれば、そういった病院への通院も可能になるかなということで、問題提起して、課題として受け止めていただいておりますので、またその辺も改善点としてできるかどうか、一つの大きな課題と思って受け止めております。

また、こむぎっち号については、先ほど答弁で述べましたように、町民の足としてしっかり定着するようにやっていきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） やはり町民のアンケートなどを見ましても、玄関から玄関まで、そういうドア・ツー・ドアを望む声というのは非常に多いかなというふうに思います。それで、

あとは町の考え方でいくと300メートル区間の間に停留所があれば、それが利用できるという考え方に立っての設計をしているようでありますけれども、年齢によっては300メートルというのが結構遠かったりとかするわけなんです。それなので、美里町や神川町、本当隣で住民の皆さんも接していますので、羨ましいなど、タクシー券がいいなという声もたくさん寄せられて、美里町の広報を印刷してこういうふうにしてほしいと持ってきた方もいるわけなんです。

ですので、やはり地域によって、上里町全体をこのコミュニティバス形式に持っていくのか、部分的な部分は定時定路線を残しながら切り替えていくのかとか、そういう組合せも考えているのかどうか。あと、年齢的、健康な方はバス停までは結構運動にもなるし、利用しやすいということになりましようけれども、歩行がなかなか難しい、一生懸命歩くというんでしょうか、つえを使わなければ歩けないとか、そういう方にとってはドア・ツー・ドアが望まれるわけですので、その組合せ的な公共交通の在り方も考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、町で福祉タクシーの券をやっていますよね。全くゼロではなくて、少しそういったところの補助等もやっておりますので、その辺をもう少し一つはPRして、利用者の利便性を確保するというのも今、町が取り組んでいることも少し住民の方に知ってもらえればなと思っ
て、今、担当から確認したら制限はありますけれども、そういうことをやっていることであります。

それから、今の検討の中で進めているワークショップをやった中では、一部の委員の中でデマンド方式じゃないと難しいかなと思って、実際いろいろ組合せを考えたら、今の定時定路線方式と併せてやるのもいいのかなという意見がございます。そういった貴重な意見を踏まえて、今、検討しているところがございますので、ある程度この協議会とかの方向づけが明確に、専門家の意見も取り入れてきていただいていますので、議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど1回目の答弁の中で、検証結果と併せて次期公共交通の方向性も示していきたいということでありましたけれども、次期のことを示す前に、まずは検証結果を公表することが先じゃないかなと思うんですよ。それを見て、もっと幅広い意見を聞く、

その後でそれに基づいた次期の計画というのが出てくるわけでありますので、一緒に出されると、もう意見を言っても変えられないということになってしまいますので、その辺の手順をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

検討会で進めている中で、適切な時期にそういった公表して、御意見を伺う機会を設けたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非そうしていただきたいと思っております。

先ほど町長にお聞きした公共交通の考え方、クロスセクター効果という立場に立って検討していただきたいと思っておりますけれども、その点について答弁いただけていないので、またお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のクロスセクター効果というところ、いろいろな多面的な情報を整理して、そういった効果を含めて、随時報告したいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非、町民が生き生きと活動できる、足がないために行動が制限されて、どんどん弱っていくというようなことがないように、町も一生懸命公共交通取り組んでいただいているわけですので、あと議会のほうも申入れをして、一部介護度の要介護の方などにタクシー券等が出ていますけれども、本当にささやかで利用しにくい状況で、そういうのを提示したりしても、なかなかそれじゃ車を手放せないというふうに言われるんです。ですので、タクシー券を並行するのであれば、利用価値があるぐらいの神川町や美里町程度のタクシー券の補助がないと、やはりなかなか運転免許を手放せないというふうになっちゃうのかなというふう思うところです。

是非その辺も、今現在のタクシー券の内容をよくするという考えもあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、住民の足としてこむぎっちとか、公共交通を事業としてやっているわけですので、そういった面で皆さんの御希望に寄り添う形で、この公共交通をより有効的な、また高齢者にとっても本当に利用しやすい公共交通として、改善していきたいと思っております。

私も時々乗る機会をつくって利用者に話を伺っています。定時路線だと非常に買物をしやすいという方もいらっしゃる一方で、毎日使っている方もいるということでお会いしました。そういったいろいろな利用者の意見を聞いて、よりよい公共交通を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、2つ目の食料問題と農業振興について、お尋ねしてきたいと思います。

やはり安心して暮らせるためには、自給率が重要だというふうに本当に思うところです。それで、町のこの計画につきましても、細かく一つ一つ現状についてお話ししていただいたわけでありまして、新規就農者というのは、新規就農者に対する補助金なども出ているわけですが、どのぐらいこの間、上里町にこの計画ができてから定着していただいているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

新規就農者ということでございますので、補助ということも御質問ありましたが、上里町の新規就農者は、令和2年度4名、3年度13名、令和4年度12名、毎年新規就農される方がいるという状況でございます。

就農直後の農業技術の向上、経営の安定を図るため、経営開始資金、経営発展支援など、新規就農者に対し総合的な支援を実施しております。私もこの新規就農者増えていることについて、是非町としても技術とか、そういったところで定着していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この計画ですと、平成33となって、令和3年のことなんですけれども、までの5年間の計画で40人という計画が目標としてあるんですけれども、そこまでは達していないでしょうが、かなり頑張ってきていただいているんだなということはあるがたく思っています。

このPRの仕方だとか、先ほども様々な経済的支援、総合的な支援も含めて行っているということでもありますけれども、こういう支援というのは農家の方が担当、1人で1人の人をというのは非常に難しいかもしれないんですけれども、この作物、例えばキュウリを作りたいよという参加者がいたら、キュウリを生産している農家の方が一緒にアドバイスをするとか、そういうアドバイス体制などをつくりながら育ててというんでしょうか、支援を実施しているんでしょうか。その辺について、支援の方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の農業を新規参入する方のフォローといいますか、支援体制ということでもあります。

農業経営の継続には安定性の確保が重要でないかと考えております。また経営作物の多様化や販路の多重化、保険への加入などが考えられますので、そういった個々の農家に対する支援を行っているところであります。農業への新規加入の足かせとなるものとしては、農地の確保、農業技術の習得に係る時間や労力、農業機械の購入など、農業参入に係るイニシャルコスト、経営が軌道に乗るまでの生活費不足などが上げられておりますが、農業を志す方々への経済的支援につきまして、次世代農業人材育成投資資金などを活用し、充実を図っているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この新規就農をされた方のお住まい、やはり定着して上里で農業をやっていくためには、住まいとあとは農地、農地は中間管理事業で生み出したところをやっていただければいいかなというふうに思いますけれども、それとまた機械をすぐに補助制度とか様々な貸し入れとかあるんでしょうけれども、まずは経費を抑えて、安定してやっていくまでの機械を貸すとか、借りながらでもやれるとか、そういうシステムはできているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問に新規農業者の支援体制ということで、先ほども申し上げましたが、農地の確保とか、農業機械の購入についても新規農業者に対する機械購入、新規購入、そういったものもかなり私としては見て、厚い、手厚くされてきているなという印象を私、持っています、そういった新規農業者に対する安心して新しい新規のところ、住んでやれるところに支援体制ができています。また、生活費の不足などもあるかと思いますが、先ほど言いましたように次世代農業人材育成投資資金などを活用して、安定した経営に乗れるよう支援しているところでございます。また、農林振興センター等、そういったところで県のほうも力を入れているところでございます。

また、先ほど住居についての問合せありましたがすけれども、産業振興課における就農相談においては、農業用の作業場や倉庫について相談を受けることが多いことがありまして、それらを中心に情報収集を行ってまいりまして、農家住宅の空き家情報についても適時情報を収集に努めているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） やはり農業をやっていくためには、この機材を置いたりするかなり広い場所、作業場等が必要になってくるわけなんですよね。普通のアパートに住むということでは続けられない。そういうことに対して、一々一人一人相談しないと解決しないんじゃないかと、上里町はこういう取組で、もし上里に来てくれるならば、こういう場所が提供できますよという、そういうPRの仕方が必要だと思います。

機械なども補助金等で買うという支援の仕方もありますけれども、そこに到達する前には無料で貸し付ける、そういうシステムが必要だと思うんですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

農業新規就農者に対して上里からそういった受け入れる情報発信、それが大変重要だと思っております、今後もそういったところを取り入れることに努めていきたいと思っておりますが、また先進地の事例等を参考にして、そういった新規就農者を受け入れる体制に対するアピール、そういったものに努めたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） やはり輸入に頼っている今の現状で、いつそれが、今、自然災害が非常に大きく報道されている時代ですので、いつそれが止まるか分からない。そして、日本は種とかもほとんどが輸入に頼っている。もし、種が来なかったらもう作付ができない。

日本は米とか、米は大丈夫ですけれども、野菜の種などは90%以上輸入に頼っているわけです。それが止まれば、生産量は今、野菜は非常に高いわけなんですけれども、そういういろんな様々な懸念がありますので、食料の問題というのは、町長は日本の食生活の変化と、あと農業従事者が高齢化してきているために自給率がというふうに言われたわけなんですけれども、そもそも国も、農水省も今45%までに上げると言っていましたけれども、過去は50%の目標を持っていた。だけれども、到達できずにずっと来ているわけです。

食の変化も輸入がどんどん増えてくることによって、変化させられてきている部分もありますし、高齢化もやっぱり農業を営んでいくだけでは生活が成り立たない。丹精込めてもお米が1俵1万円ぐらいでしか売れないなんてことになったら、とてもじゃないけれども息子たちに農業やって頑張ろうというふうに夢を語れない。

高齢化してきたにはそれなりの背景があると思うんです。でも、今、ここで見直さなければ未来の食料、また薬漬け、農薬漬けの食料を日本の子どもたちが食べていった暁には、本当に病気だとか、長寿命国からも落ちていってしまうんじゃないかなという、そういう危機さえ感じるわけですよ。ですので、農業政策は国の政策ですけれども、やはり地元から基幹産業を農業としている上里町とすれば、その辺をしっかりと見極めて対応してもらいたいというふうに思っているんです。

それで、何よりも肥料も飼料が輸入に頼っていますから、その辺から解決していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っています。それで、町長の答弁の中にも耕種農家と畜産農家を結びつけた堆肥の話が出ましたけれども、そういうことは要らないものを今度は有効的に使っていく、まさにエコロジーなやり方だと思うんです。こういうことをもっと幅広くやって、肥料代をかからない農業にしていけないかというふうに思うんですけれども、そうしたことについての考えを持っておられるのかどうか。それを一番結びつけていくのに学校給食が適しているなというふうに思っています。

町長は学校給食にもお米はキヌヒカリを使って、野菜なども地元の野菜を取り入れるように努力していると、それは非常にありがたいんですけれども、その米や野菜は有機米なのか、有機野菜なのか。千葉県はいすみ市は17年かな、17年9月から10月ぐらいから、有機米に切り替えて、18年からは野菜なども徐々に切り替えて、今、やっているんですけれども、お米の場合は2俵2万円で買い入れるということをやっているそうです。そのことによって、有機米を作る

のは、本当、農家の方も大変だと思うんですよ。切り替えるのはね。だけれども、それに見合ったちゃんとお金できちっと学校給食って絶対出ていくわけですから、買ってもらえる、そういうことになれば一生懸命作ってくれる。お金的にもよし、また子どもたちにも自分が作ったものが地元の子どもたちに食べてもらえる、そういうよさがあると思うんです。

減農薬、化学肥料とかをなくした有機農業を全町として力を入れていくという、その考えはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

沓澤議員の先ほどの再質問の流れの中で、輸入食料についての話、それから学校給食、そういった流れ、それから有機という大きなテーマが上げられたと思っています。

私も民間の事業をしたときに、先ほどコロナと中国と異常気象、ウクライナが世界の食料に影響を与えているという話がありました。私も中国のほうに民間企業で工場がありまして、時々出張して、中国の食料の生産の在り方、そういった日本と中国との農薬の問題、そういったものも少し経験してきました中で、また日本の種子の話が今、沓澤さんから出ましたですけれども、実は深谷ネギの種子は深谷から中国へ持っていかれてしまった。中国でネギを作っている。で、コンテナで輸入している。そういった中で、種子も埼玉県にも種子会社がありまして、そこ行ってみたこともあるんですが、日本の種子技術はすばらしいものを持っていて、まだまだ種子についても大丈夫かなと私は思っています。

中国の輸入の食料についても、今回のロシアの進攻、ウクライナで世界情勢が変わったということをおも実感しておるところでございまして、やはりそういった意味からも食料の自給率は必須の状況かなとっております。

先ほど申し上げましたが、上里は農業が基幹産業ですので、そういった意味で上里の農業をこれからますます発展させて、自給率の向上に貢献していける。また、新規就農者を育てていく。そういったことが大変上里町としても、これから未来の農業を進める上で大事な観点かと思っております。

また、学校給食におきましても、本庄上里学校給食組合という組織がありまして、その中で栄養士さんが上里本庄の食材を適時入れております。私も試食に本庄市長の吉田さんと試食会に行って、いろいろ学校給食の組合の皆さんと意見交換するんですが、これは上里のお米です、これは本庄市のイチゴですとか、そういったことを栄養士さんから説明いただいて、自給率と言いますか、地産地消というのが実際この学校給食においては進められているなという印象を持っております。大変栄養士さんも頑張っていて、いろんなことを試行錯誤してい

ただいているようでございます。

そういった中でこれからの上里の輸入の問題とか含めて、学校給食についてでございますが、大量かつ安定した原材料の供給が求められておりまして、学校給食への有機農産物の導入に当たっては地域における生産体制の構築が前提となりまして、有機農業が生産に手間がかかる、またコスト面についても課題があるようございますので、今後学校給食への有機農産物の導入については幾つかのハードルがありますが、地産地消の推進、食育にもつながる取組であることから、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校給食に地産地消で地元の野菜や米を使っているということはあるがたいなというふうに思います。ですけれども、有機米、有機野菜になっているかという、上里と本庄でやっている大型というところで、非常に一步を踏み出すのが厳しいのかなというふうに思っています。だけれども、そこまで考えると、いずれは上里は上里、本庄とは分かれるという、そういうことまで視野に入れなければいけないのかなというふうに思ったりするところです。

しかしながら、双方の本庄市も農業盛んですので、有機農業は手間もかかるし、コストもかかる。だけれども、そこを子どもたちの健康や安全のためにきちっとコストに見合う金額で買いますから納めてくださいというふうにやった場合には、農家も自分たちの身近な地域の子どもたちをやっぱり元気に健康で育てたいという、農家の方たちの思いもあると思うんです。そこまでの努力をする考え方があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の学校給食における有機の採用についてでございますが、有機農業、私もまだ十分勉強したわけではございませんが、有機農業という定義づけの中で、いろいろな少し定義についてばらつきがあるみたいな、私は印象を持っています。

専門家に聞いても有機っていろいろ定義が難しいんですよと、そういう話を受けていますんで、有機農業の地産地消という形で進めていくことはあるんですが、学校給食が有機をとうたう以上はそれなりのちゃんとした整理が必要かと思っておりますので、その辺を含めて、先ほど言いましたように研究を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 有機農業を進めるとしたら、やっぱりその下にある堆肥、そういうものを活用した、いわゆる飼料や肥料なども地産地消していくということが原則になっていくと思うんです。その努力と学校給食は今のところ本庄市と一緒にですので、じゃ保育園の子どもたちに提供できないか。そこからスタートするか。例えば私立の保育園でしたら、ちょっと上乘せの補助金を出すとか、公立なら町長がやろうと言えばすぐできると思うんですよね。そういう、一歩研究していく足がかりとして、試験的にやるという気持ちはどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 有機農業について、私も知人で食料関係やっている会社のオーナーがおりまして、有機のすばらしさは聞いておりますが、ただ先ほど言いましたように有機の定義についてもいろんな考え方というか、定義があるようなので、町としてもそういったところを研究するというところで、どういう取組ができるか、今後庁舎内で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、時間がなくなりますので、3つ目の宣言塔のほうに移っていききたいと思います。

町長も先ほどの1回目の答弁で、やはり核兵器をなくすという強い考えを持っていただいて、非常にありがたいなというふうに思っています。宣言塔についても新しくしていく考えで、私もデジタルサイネージですか、これ新しい言葉なんですけれども、今、みんなどこでもそういう看板見かけて、もうそれが主流みたいな形になっていると思いますけれども、この宣言塔ってそんなに頻繁に張り替えたりしないわけなんですよ。

それで、この使用料が30万8,000円というのがちょっと気にかかったんですよ。これは何月に建設をして何か月分を見込んでいるのか。いわゆるデジタルサイネージだと毎年そういう経費がかかってくるんじゃないか。公共機関で、町の中でびびっとやって全ての公共施設の掲示を切り替えるとか、そういうのには非常に便利だと思いますけれども、宣言塔は常にそこあって、ああこの町は核兵器をなくそうという志を持っている町なんだということがPRできればいいわけなんで、経費的などところについてもお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の平和都市宣言塔についての再質問にお答え申し上げます。

デジタルサイネージって新しい言葉で、今、国が進めているデジタルDX、自治体DXということも絡めて、新しい時代の取組ということでありまして、従来の看板ではなく、それ以外にも防災などの様々な情報発信ができるツールと理解いただければありがたいと思っております。

現在の宣言塔は、賃料が年間2,500円の2か所でございますが、新設となるとその費用についての改修費がかかるところであります。また、このデジタルサイネージになりますと、月額1万180円で2台で大体2万2,000円の、約2万2,000円の費用がかかるということでありまして、そういった費用もありますから、いろんな多様な利用が可能であるということで、これからの時代を先取りする形で、デジタルサイネージの効果というのは見込まれるのではないかと考えております。

また、宣言塔の思いという形では、しっかり皆様に伝えられることが大事でありまして、このデジタルサイネージから常に平和を願うことを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 平和を願い、核兵器の廃絶を願って新しくしていただくということで、非常にその点はありがたく思っています。

じゃ、設置方法としてはどのような形を考えているのでしょうか、スタンド式か、それとも庁舎に壁かけ式、それとも埋立式、どのような方法で検討して、建設費というのでしょうか、が118万5,000円ということでありましてけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

デジタルサイネージの設置についてですが、まず2か所、今、検討しているところでございまして、1つは役場内で住民がよく目にする1階ロビー、候補としてです。それからもう1か所は、このはなパークの農産物直売所の入り口に、情報発信コーナーという形で設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、役場は中、室内ということですので、スタンド式ないしは壁かけ式になるのかなというふうに思うんですけれども、直売所、産直のほうでは、外ということになりますので、埋立式という考えなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のデジタルサイネージの設置場所についての詳細についての再質問をお受けいたします。

まず、役場内は1階ということでお伝えしました。今のところ、まだ最終結論ではなっていませんが、場所等もありますので一応スタンド型ということ考えています。それから、農産物直売所については、農産物直売所との折衝で、まだ最終結論出ておりませんので、スタンド型か壁かけ型か、ちょっとまだ結論は出ていない状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど町長は災害のときにも利用していくという、そうしますと常時は平和都市宣言塔でありますけれども、いざというときにはそれを災害用に切り替える可能性もあるという考えなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 災害とか、町民に緊急的に知らせたい情報をデジタルサイネージで活用することを考えていますので、併用型ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） デジタルサイネージはやっぱりいろんな情報を素早く、災害のときだとか、あといろんな講演とか、町の行事とかも素早く多くの人に知らせる、そういうツールとしては非常に便利かなというふうに思うんですけれども、やはり私は、平和都市宣言塔は今現在のは古くてみすぼらしくなっていますけれども、家賃、地代は2,500円、そういう安価で1回つくったら何年ももつ、そういうメリットがあると思うんです。だから、今風の新しいツールだからやってみようというんじゃなくて、このデジタルサイネージ、私、予算で見たとき、まさか宣言塔だとは思わなかったんです。これは公共施設等に素早く今風のそれがスタートするんだなというふうに思ったんですね。

だから、この宣言塔は常にそこに宣言塔としてあるという、そういうことを望みたいと思う

んですけども、経費的なこともまだ示されていないんですよね。これは予算では示されましたけれども、今までみたいな形のもので、やっぱり今のは光が当たっても字が浮き上がらないので、夜間光が当たったら字が浮かび上がるような形での本当に看板塔、安くて常にそこにある、そういうものは駄目なのかどうか、試算をしてみたのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の平和看板塔ですかね、これについては長年役目を果たしてきたかなど、私的には理解しておりまして、ただ時代の中に、少しちょっとこういう宣言塔もまだほかにあまり見かけなくなってきたというところで、本当の必要性かなというところがあって、新しいメディアといいますか、デジタルサイネージという新しいメディア、情報を即日的に沓澤議員おっしゃるように情報発信する。また、常に平和というのは常に皆さん心の中に持っている魂みたいなものであると思いますので、そういったものをしっかり印象づけていくためにも、そういった即時性のあるツールが出てきたということでもありますので、この辺も含めてしっかり今、検討しているところがございますので、やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 現在検討中であれば、是非試算もして、本当に平和を願って、核兵器なくそうというこの今、2か所ですけれども、3か所でも4か所でも、入り口、町に入ってくる入り口、出口につけているわけじゃないですか、それをいいというものもあると思うんですよ。だから、役場にもつくってほしいし、今度できるアグリパークにも外の人も出入りする非常にいい場所だと思います。

だから、是非建ててほしい。でも、そんなにお金を使う必要はないと思うんですよ。常に更新するものであれば、新しいシステムに切り替える意義というのは大きいと思いますけれども、その辺を再度検討願えればいいかなというふうに思いますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の平和宣言塔における思いは受け止めましたけれども、こういった時代に入って、また世界を見渡してもなかなか平和というものは少し去年のロシアの進攻によって遠ざかってしまったかなど、今までの国際情勢の中で日本の役割りってかなりやってきたかなと思います。私自身もいまのロシアのプーチンさんも安倍さんと山口県まで来た、

北方領土も一向に片づかない、その中で平和、平和といってもなかなか難しいものだなというのを私は最近じくじたる思いであります。

そういった中で、新しい手法もあるかなということで、もう一つ考えられるのは例えば懸垂幕、そういったものでしっかり町民に訴える、逆にデジタルからアナログに戻る、時計の針を戻すような感じですが、そういったことも含めて、役場の中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からとします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 皆さん、こんにちは。

議席番号5番の高橋でございます。昨年の選挙から1年が経過しましたが、私が議会議員になったときと雰囲気が少し変わったかなという感じがしました。右も左も分からない状態で一般質問しました。質問の内容、方法などについて全く分からない状態で質問を行った記憶があります。3名の新人のうち、復帰1名を含む体制で17期議会がスタートしました。実に堂々とした質問を行う姿を見て、今後は若い層の人たちへの時代と移り変わる時が来た感じがいたします。

今回の私の質問は2期目の議員として質問内容を調査十分に行い臨みました。今回の私の質問は教員不足を3項目にわたり質問及び高校誘致について2点の項目に絞り質問を行います。

最初に、教員不足について教育長にお伺いいたします。

教育長は同僚議員の質問の中で、上里町の教員不足は現状では見当たらないというふうに答弁していました。私との会話の中でも現時点では教員不足は生じていないと話していました。しかしながら、教員不足は全国的に問題となっており、3月議会でも意見書が提出され、可決され、国に提出されました。

そこで、教員不足の現状について改めて調査研究を行いました。考え方についてはいろいろ個人によって違いがあるのも事実であり、反対するにも、賛成するにもそれだけの事実関係を

見ていかないと無責任ではないかと思えます。

最初に、教員不足の現状ですが、文部科学省によりますと、2021年4月の時点で不足している教員数は、全国で2,558人であることが明らかになりました。これは国が定めた教員数の約90.3%の人数です。中学校は特に問題で、4月時点で教員が不足している学校が7%も存在しています。これは10校に1校は教員が不足していることを示しています。また、4月の時点で教員が不足している地域は75%です。

次に、4月14日の新聞報道によりますと、教員の待遇抜本的改善と表し、論点として残業代の在り方が焦点であると報じています。この中での論点として、給与、勤務制度、学級編制、教職員の配置、支援スタッフの配置など5項目が上げられています。

特に注目されているのが、教員給与の在り方を上げています。公立学校の給与は教員給与特別措置法、いわゆる給特法であり、月8時間の残業代に相当する4%の教職調整額が一律支給されています。しかし、2016年度の調整額じゃ教員の時間外勤務が小学校で59時間、中学校で81時間と推計しています。論点では調整額について4%という率も含めた検討を求めています。その中で教育の成果は勤務時間の長さのみに基づくものでないとし、学級担任制の特別支援教育の窓口担当など、勤務の内容に応じた手当の創設を掲示しました。

教育長にお聞きしますが、手当のことはもちろんですが、時間外勤務があまりにも多過ぎると思います。郵便局を経験した私ですが、あまりにも差があります。原因はいろいろあると思いますが、これだけ多い時間外勤務、一体何をしているのでしょうか。教員の先輩でもある教育長にこの実態についてお聞きしたいと思えます。

その実態ですが、私なりに教員のOBの方々に実態をお聞きしました。①として、学校教育の仕事を家に持ち帰りできないというようなことで言われました。以前、報道では電車内に個人情報が入っているメモリーの紛失やかばんの置き忘れが発覚、このため文科省が家庭への持ち帰りにストップをかけました。そうした心配をする必要がないのが学校であります。

2つ目として、若い教員は先輩教員が助言してもなかなか受け入れてくれない、学校では夜遅くまで仕事する結果になっております。どのような仕事をしているかと言えば、提出文書が多いと言っています。研修レポート、生徒指導とか、1回の提出で終わることなく、修正、修正で時間が必要以上に取られたと証言しています。こうした実態について、教育長は自らが経験していると思えますので、見解をお聞きしたいと思えます。

質問2、教員が不足している原因ですが、1校当たり必要な教員数が増加していることが上げられます。その要因は特別支援学級の増加です。文科省によりますと、小・中学校に通う児童は2020年の時点で約30万人います。2010年の約14.5万人と比較すると2倍に増加しています。特別支援学級は8人以下に対し1名の教員が必要です。特別支援学級に通う児童の増加はおの

ずと教員が増加することにつながります。教育長にお聞きしますが、上里町においてこの特別支援学級に通う児童をどれだけ把握しているのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、②非正規職員への依存についてですが、非正規職員への依存度が高くなっていることも教員が不足している原因です。2007年の時点では10%にも満たなかった非正規職員の割合は、2020年には17%までに増加しています。この増加は正規職員の減少にも意味します。必要な教員数を正規職員だけでは補えなくなったことから、非正規職員を採用するケースが増えてきたのではないのでしょうか。教育長にお聞きしますが、上里で休職した教員がいたようですが、その間どのような措置を取って行ってきたのかお聞きしたいと思います。

まして、専門的な分野であれば、補充ができなかったのではないかと思われかもしれませんがお答えをお願いいたします。

次に、③教師の成り手が減少していることについてですが、簡単に言えば成り手がいないことが教員不足の原因です。近年では教員採用倍率の低下が顕著となっています。その要因が民間企業への優秀な人材の流出です。近年の就職活動は前倒しの一路をたどり、大学4年生の6月頃から内定をもらう事例があります。その一方で教員の合格発表は10月頃になっております。周りの同級生たちの進路が決まっている中で、就職を焦り、進路変更を考える学生もいるのではないかと、こうした対応も文科省は真剣に考えないといけないと思います。

また、教師に対するイメージの悪化も要因の一つであります。教育長は現状をどのように見ているのか。採用発表は上里町単位の採用ではなく、県の人事異動ですよ。教育長の採用ときと変化してきた今日ですが、現在の状況と比較して、どう変化をしてきたのか、見解をお聞きしたいと思います。

次に、④産休・育休を取る教員が増加していることについてですが、産休や育休を取得する教員が増加したことも教員不足の原因ではないかと思われます。連日、子ども・子育て世帯への支援として産休・育休の取得の推進が叫ばれ、こうした背景もあり、文部科学省の実態調査によりますと産休・育休取得者が見込みより増加したというふうに答えております。この割合は80%となっています。積極的に子育てに取り組む教員が増えた一方、これを補填するだけの人材が見つからないことも教員が不足理由と言えます。教育長にお聞きしますが、上里町小・中学校において、産休・育休を取得する場合と取得した場合はどのような基準で補填をして対応しているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

次に、⑤地方公務員の定員削減についてであります。

教員不足の原因は地方公務員の定員削減も上げられます。地方財政の改善対策として地方公務員の人員を削減するとともに、非正規化の割合を増やして人件費を削減する計画が実施され

ました。地方公務員の中で教員が占める割合は30%です。教育長にお聞きしますが、地方公務員離れが進み、その結果教員不足につながる警戒心はあったのかお聞きしたいと思います。

質問3、教員不足の取組についてですけれども、教員不足の取組は大きく分けて6項目あると思います。1、正規職員の採用を増やすこと、2、学校の働き方改革、3、人材バンクを活用した講師登録数の増加、4、教員採用試験の年齢制限の緩和・撤廃・採用試験の実施時期の変更、5、大学と連携したインターン・特別選考の実施、6、教員の環境を整備し教育の質の向上などが上げられます。

2023年の概算要求では、小学校の35人学級の整備、高学年の教科担任制の推進が発表されております。これは教員が受け持つ児童や教科が減ることで教育の質を上げることができるとしています。さらには2023年7月から24年度の採用の県公立学校採用試験でも教員の免許を持たない社会人も受験できるようにする、民間企業5年間以上勤めた方が採用されることも対象になっております、セカンドキャリア特別選考を実施しました。

また、教員免許保持者で教職に就いていないペーパーティーチャーを実施しました。これは経験を持った教員が関わることで、教育の質が高まるとしています。その一環としてペーパーセミナーを3月下旬から開催しているようです。また、国は10年ごとの免許更新を廃止しました。これは教員の負担軽減になると思います。教育長は教育の現場の長としてどのようにこのことについて受け止め、やっているのかを聞きたいと思います。

3月現在で県全体の227人の教員不足を生じていることについて、教育長はどこまでこの実態を把握しているのかお尋ねしたいと思います。

質問4、高校誘致問題について、これまでの交渉経過について、令和2年の高校移転計画から既に4年になろうかと思います。町長の過去の答弁の中でも相手方と精力的に交渉を進めていると答弁し、今年3月頃には一定のめどをつけると言ってきました。今日までの努力は認めますが、結果が伴わないと評価できません。そこで町長にお聞きしますが、具体的にどこまで進展してきたのか全く分かりません。私自身過去に何回もこの高校誘致について質問を行ってきましたが、今までの経過は経過として、今後一步も二歩も踏み込んでいく時期にきているのではないのでしょうか。今日までの交渉経過を説明していただきたいと思います。

②今後交渉を進めるポイントです。町が土地を取得することは議会も認めてきた経緯があります。今後最大のポイントは売買交渉で相手が幾らで売りたいのか、町が幾らで買いたいのか、交渉事ではありますが、議会に対して金額の説明ができないのか。交渉事でありますので、金額の提示はあって当然であり、内容的には提示数字があまりにも差があり過ぎるのではないかというふうに思います。それともそれ以前の話なのか、この交渉の落としどころはあるのか、町長の見解を聞きたいものです。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、教員不足について、2、教員が不足している原因について、3、教員不足への取組については、教育長より答弁いたさせます。

では、次に4、高校誘致についてお答え申し上げます。

なお、①これまでの交渉経過についてと②誘致ができるのかのポイントについては、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

大型商業施設跡地の用地取得に向けた地権者交渉の経過につきましては、町の悲願である教育機関の誘致に向けて、交渉を継続している状況でございます。具体的な交渉内容につきましては、交渉中の案件でございますので、お答えは差し控えさせていただきますが、早期用地取得のため、今年度も率直な意見を双方でお話しさせていただいたところでございます。

議員御質問の交渉を進めるポイントについてですが、引き続き御契約いただけるよう、価格以外の契約条件も含めて、すり合わせを行ってまいります。

かつて町の活力の中心を担い、様々な活動が生まれた歴史ある土地をお譲りしていただき、今後の駅北の活性化に結びつけていくため、引き続き地権者様と信頼関係を築きつつ、誠意ある交渉に努めてまいります。また、末永くこの地元への発展に多大なる貢献をしていただいた地権者様でございますので、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っております。また、学校法人とも適宜協議を行っておりますが、移転計画を進めるためにも、まずは用地取得に向け努力してまいりたいと思っております。上里町に教育機関を誘致することで、小中高と教育環境が整い、子育てに魅力を感じ、選ばれる町になることと考えておりますので、御理解、御協力をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。
教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋勝利議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、教員不足についての①教員不足の現状についてでございます。

高橋議員御指摘のとおり、全国的に教員不足は喫緊の課題となっております。埼玉県についても例外ではありません。課題解決に向けて、埼玉県教育委員会を挙げて取り組んでいるとこ

ろでございます。上里町立小・中学校の現状については、教職員定数における不足はなく、教職員の配置がなされております。

今後も埼玉県市町村教育長会議等で解消に向けた取組を加速するよう要望してまいりたいと思います。

次に、2、教員が不足している原因についての①1校当たりに必要な教員数が増加、②非正規教員への依存、③教員の成り手が減少、④産休・育休を取る教員の増加、⑤地方公務員の定数削減は関連性がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、教職員の残業について文部科学省も5月22日に「質の高い教員を確保するための総合的な方策」の検討を中央教育審議会に諮問したところであり、その中では、「教職調整額等の改善」「働き方改革」「指導環境の整備」等を一体的に進める考えで、来春に一定の方向性を示すとされております。

教職員の時間外勤務の内容については、授業準備や成績処理、提出物の確認などが主な業務となっており、教職員が作成する提出文書については改善されてきております。

時間外在校時間については、平成28年度6月の埼玉県調査では全教職員において、月45時間を超える割合は、小学校では76.7%、中学校では79.3%でありました。令和3年6月の同じ調査では、月45時間を超える教員の割合が、小学校では61.8%、中学校では69.3%と幾分改善が図られております。

また、上里町の町内時間外在校時間4月の調査では、全教職員において、令和4年度月45時間超えが小・中学合わせて38%でしたが、令和5年度の同じ調査では30%と改善されてきております。

また、業務に使用しているUSBメモリー等の家庭への持ち帰りにつきましては禁止し、不祥事防止に努めております。

令和5年5月1日現在の特別支援学級の児童・生徒数及び担当教員数につきましては、知的障害者学級の児童・生徒が63名で教職員が13名でございます。自閉情緒障害学級の児童・生徒が22名で教職員は8名でございます。肢体不自由学級の児童が2名で職員は2名でございます。その他担当主任、副主任職員が3名となっており、毎年微増傾向であります。今後も個に応じた支援体制を継続してまいります。

上里町の令和5年当初の産休・育休の取得状況ですが、町内小・中学校で13名であります。補充代員につきましては、埼玉県教育局や各市町村教育委員会と連携し、全て補充できております。産休・育休代員及び県の支援において配当される教員も含めると、5月1日現在で31名の臨時的任用あるいは任期付任用教職員が勤務しております。

地方公務員の定数削減の影響につきましては、教職員数は学級編制の基準に基づく定数にお

いて決定していくことですので、今年度も地方公務員の定数削減についても注視し、適切に教育活動の継続を図ってまいります。

次に、3、教員不足への取組についてでございます。①教員の正規採用者を増やす、②学校の働き方改革、③人材バンクなどを活用した講師登用数の増加、④教員採用試験の年齢制限の緩和・撤廃・採用試験の実施時期の変更、⑤大学と連携してインターン・特別選考を実施、⑥教員の環境を整備し、教育の質向上は、関連性がございますので一括で答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、教職員の採用選考試験の倍率の低下は教員の質の確保という観点からも課題の一つであると考えております。

埼玉県の状況については、令和4年度の実施試験では小学校が1.8倍、中学校では教科ごとに違いはありますが平均で3.7倍となっております。教員の質の確保という観点からも働きやすい環境を整える必要があり、埼玉県では「学校における働き方改革基本方針」を改訂し、「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」といわれる埼玉県を目指して実効ある取組を実施しております。上里町においても埼玉県業務改善スタンダードを参考に、教育委員会と学校が連携して、着実な働き方改革に取り組んでおります。

また、教員採用選考試験の受験資格が変更され、本年度の年齢についての受験資格は「昭和38年4月2日以降に出生した者」とされております。さらに、人材確保のため34大学と連携した「彩の国かがやき教師塾」を開校し、埼玉の未来を育てる教員志望の大学生を広く集め、教職の魅力を知り、体験的に学ぶ取組を推進しております。

また、さらなる人材発掘として教員免許保有者への「ペーパーティーチャーセミナー」を年3回開催するとともに、民間企業等で通算して5年以上正規採用経験者に向けた「セカンドキャリア特別選考」も実施しております。

教員の質の確保と人材育成のために、教員経験年数に応じた研修の実施や信頼関係のため「不祥事根絶」研修や町内小・中学校で「学力向上研修」「学び合い研修」等を開催し、教職員の資質向上を図っております。

今後も教育における諸問題について、埼玉県市町村教育長研究協議会等で情報を収集するとともに、解決に向けた要望を継続して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 幾つか再質問させていただきたいと思うんですけれども、残業代の話が今、教育長からも出たと思うんですけれども、これについてちょっと私の考えから申し上げ

ますと、私も郵便局に四十何年も勤めてきたわけですがけれども、その中で労使が協定を結んで、週1日何時間、月何時間、こういう契約をするんですけれども、学校現場においてはそれが無い、一律4%で全部残業してもしなくても一律というのは、あまりにもちょっと今まで放置し過ぎたんじゃないかなという感じがするんですよ。今回、そういうことについて、ちょっと報道によりますと4%から7%に引き上げるような考えもあるというようなこともいわれていますけれども、その辺のところについては、教育長はどう考えているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

私も長く中学校の教員やっておりましたので、教職調整額を退職するまでいただいております。私が教員になった頃は先輩教員からまずは教科指導だと、それから学級指導だと、それと部活指導だと、この3つはしっかりやれということで先輩から指導、助言いただきました。勤務時間についての指導はございませんでした。しかし、それなりに時間が過ぎて、5時15分で終わるわけですが、終わった後も部活指導等で随分、6時過ぎまで学校にいた経験は長くあります。

最近の報道を見ますと、働き方改革で部活指導についてもこれ以上時間は延ばしてはいけないただとか、土日は1日でどちらか1日休憩にする、なおかつ3時間程度だということで、随分制限もあります。教員によってはもっともっと部活をやりたいと考えている先生方もいると思うんですが、全体の流れとして、教員自身も考え方を変えて、働き改革に沿って活動していく必要があるんだろうなと私も思います。

ただ、教職調整額については、議員おっしゃるとおり、上がっていただくとありがたい、これは思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） お金で解決ということじゃないんですけれども、やっぱり今、国のほうも、県のほうもそうですけれども、何とかこれを4%から引き上げてやらないと教員の負担軽減にならない、また改革にもならない、こういうことを言っているわけですがけれども、実際に今、教育長、答弁したんですけれども、1日最低、最高はもういろんなことでこの間の意見書の中でも12時間も働いていると、極端な例なんですよ。ですけれども、やっぱり上里町において、また県において、1日働く、1日に残業時間はどのぐらいが理想なんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

町でも原則は月45時間を超えてはいけない、残業の合計が月45時間を超えてはいけないというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） それでは、その方向で是非、45時間、守れと言いませんけれども、基本に沿って進めていただきたいというふうに考えております。

それで、今、先生に成り手、人気がどのくらいなのかねなんていう話があるんですよ。これについては、先ほど教育長答弁しましたけれども、倍率が低いと質も変わってくるような話をしたんですけれども、やっぱり連日先生の不祥事が出てくると、やっぱり質の高い教育というのは求められてきているわけですよ。ですから、早く改革をしてもらっていくというのは大事だと思うんですよ。そこら辺のところについては、やっぱり教員不足がこういう採用試験にいかないということが一番の原因になっていると、私は思うんですけれども、その辺については教育長はどう思うんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

やはり議員のおっしゃるとおりかなと思います。倍率が低いということは誰でもなれるだろうという安易な気持ちで、就職口がないから教員試験を受けようとか、そうなってしまっちはちょっと困っちゃうんですよ。

それと、不祥事防止がございまして。今までもそうでしたが、教員の不祥事というのは、他の職種という用語弊がありますが、他の職種の不祥事よりは、新聞報道等も大きく報道されます。そうしたことが余計教員になると大変だ、ちょっとのことでも新聞に載っちゃうよとか、そういうことを危惧する方ももしかしたらいるのかもしれない。

是非そういうことがないように、私たちも教職員方に指導はしているわけですが、現在いろいろな問題が、このくらいは今まではよかったんじゃないかということが認められない時代になってきていますので、それが不祥事になってしまう可能性がありますので、日々教員の言葉遣いであるとか、態度であるとか、そうしたことも気を使って、指導に当たっていただきたいということで要望はしております。

ただ、いろいろなそういう要望が重なりますと、先生方をかえって縛っちゃうんじゃないかと、そういう危惧もしております。その辺のバランスを考えながら指導していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 5月22日に中央教育審議会の総会があったわけですね。その中でいろいろ諮問してくださいよということになっているんですけども、その中で職務や勤務状況に応じて、給与にメリハリをつける必要性などが議論するように求められたと、このメリハリってどういうことを意味しているんでしょうか。ちょっとこういうことを22日の総会の中で出されたようなんですけども、教育長、知っている範囲でお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の質問にお答え申し上げます。

私もまだ出されたということで、細かいことは存じ上げませんが、現在の状況で話しますと、例えば管理職手当というのが校長や教頭にはつきます。それから、学年主任等、学級数等によりますが、主任手当というのも出ています。それから、特別支援学級の担任については特殊支援学級の補助ということで、幾らか上乘せされた給料が出ています。ここら辺が改善されるのか、さらにもっと改善が進むのかというのは、これからの動向次第だと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） ありがとうございます。

ヒアリングの際に指導室のほうからも言われたんですけども、今、中学校においては働き方改革というところに当てはまるかどうか分かりませんが、朝練などを廃止をしていると、これはやっぱり残業とかにそういうふうに加算されているとすれば、やっぱりそういうところっていっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。だから、朝練といえば大体10分や20分じゃないと思うんですよ。最低30分だと思うんですよ。だけれども、込みにすれば1時間ぐらいになる、それがトータルすると随分中学校の先生の内容が変わってくると。

だから、一番中学校はそういう部活なんかで移動したり、遠征したりする時間もみんな込みにしていると、この時間がこれだけかかってしまうということを少し教育委員会としては考えていたと思うんですよ。だから、その中の朝練をなくしましたよというのも一環なんですけれども、これから先には遠征とか、大会とかあるについてはどういうふうに教育長は指導してい

くのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 朝練習の休止については、児玉郡市共通ということで働き方改革の一環で行っております。それから、大会等で引率する場合は、学校出発から学校に到着するまでという時間は活動時間ということで計算しております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そうすると、こういう移動時間なんかというのは児玉郡市で全部共通していると、そうすると時間数って、残業時間ってもっと少なくなるんじゃないですかね、トータルにすると。学校単位にするんじゃないくて、児玉郡市全体でこれだけの削減ができていますよというふうに、そういうふうに理解してよろしいんですかね。

どちらかといえば、上里でこれだけになりますよと言っていたら、先生方の考え方も随分負担が軽くなるんじゃないかなと。だけれども、先生が移動の試合だとか、大会で容易じゃないんだよと聞いたことないですよ。ないけれども、やっぱりそれが残業代とか、そういうものに入っていっちゃうと、おのずから先生はそういうふうにならなくても、結果的にはそうになってしまう。その辺のところについては、児玉郡市統一ということに収めてしまうのか、上里町としては進んでこれについては取り組んでいきたいということがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋勝利議員の質問にお答え申し上げます。

一応部活動の指針で郡市内は統一されているということで、カウントは先ほど言った時間の中で収めております。それから、毎月の先生方の残業というんですかね、活動時間は勤務時間については毎月報告を上げてもらって、先ほども申し上げましたが月45時間以内に収める。年間でいくと360時間以内に収めるということを目標に活動してもらっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 次に、5月31日の報道なんですけれども、来年、教員の採用についてなんですけれども、6月16日を共通の実施日として方針を固めましたということであると、先ほど

私がいろいろ質問した内容からすると随分進歩してきたのかなというふうに思うんですよ。今までというのは、7月に第1次の試験があって、9月から10月に合格発表された、こういうことですよ。ところが、今、ニュース見ますと大学生の内定がもう7割行ってしまっていると。

もう来年やるのはやむを得ない部分があると思うんですけども、これについてやっぱり公務員に比べて、一般の企業に比べてちょっと出遅れしているというのかな、そういうものはあるんですけども、この辺のところについては、確実にこの報道による方針を遂行していくのかということについては、県のほうの話もあると思うんですけども、これは町として、県のほうにも是非実施を確実にしてもらいたいという要望は出していただけられるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋勝利議員の質問にお答え申し上げます。

まだ県のほうから確実にこの日だよという連絡は来ていませんので何とも言えませんが、教育長会として、できるだけ民間に負けないように、こういう時期を早めていただいて、できるだけいい、質のいい教員の採用を是非図っていただきたいということは要望していきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） じゃ、そういうことで、是非精力的に取り組んでいただきたいと思うんですけども、もう一つはちょっと言い忘れたんですけども、産休と育休とかがあって休まれちゃうという、先生にいろいろ聞いて、OBの方ですよ、現職の方は言わないですから、なかなか補充というか、育休・産休で休んじゃった分の代わりがないんですということを言っているんですよ。それで東奔西走して学校単位で教頭だとか、校長が当たっているところがあるんですけども、それをいきなり学校単位でやってくださいというのか、教育委員会が乗り出して行ってやっていくのかということについて、ちょっと教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の質問にお答え申し上げます。

先ほども産休・育休についてはお答え申し上げましたが、埼玉県教育委員会、それから上里町教育委員会等で手配をして、補充に充てております。事前に何月から入る、何月から産休に入る、育休に入るという情報は常に集めておりますので、それまでの期間の中で押さえていく

ようにしております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） なぜこういう質問するかというと、5月6日の新聞、読売新聞に書いてあるんですけども、担任を求めて400人に教頭だとか電話をしていると。何でかということ成り手不足、待機組の争奪戦、こんなことになっているわけですよ。うちの町もそういう対象になりかねない事態も出てくると思うんですよ。この辺のところについては、極度に学校、小・中学校で7校あるわけですけども、争奪戦にならないように、教育委員会が中心になってやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 現在のところは、町では争奪戦までは行っておりませんが、今までの教員のOBのリストであるとか、過去に産休・育休の代員をやっていただいた方のリストであるとか、そういうものは共有しておりますので、そうした中から順次当たっていただいて、その方が安心して産休や育休に入れるような体制をつくっているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 最後になるとは思いますけれども、上里町が児玉郡市の中でも、埼玉県の中でも一番いい教育をしていると。先生もすごいいい先生が多いじゃないかと、こういうような方向で是非取り組んでいただきたいんですよ。

どこかの学校がすばらしい教育をしている、すばらしい教育委員会の指導をしているということが取り上げられれば、上里町の教育ってすごいなというふうになるんですけども、その辺のところは率先して上里町の不祥事を起こさない先生、そういう体制というのを是非お願いをしたいんですよ。やっぱり自分の町とか、児玉郡市からそういう不祥事のことが出してしまうと、残念だなというふうに思うわけですよ。これはやっぱり我々が他人事で言うのではなくて、やっぱり教育というのは一番大事だと思うんですよ。

これからの子どもが町、国をしょって立つわけですから、その辺のところについては教育長に最後に意気込みというんですか、是非上里がそういう模範になるような取組をするという決意をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

最後に、高橋議員に上里町の教育に対する熱いエールをいただいたと思っております。是非、このエールを生かすべく、上里の教育は日本一だ、埼玉一だと、逆です、埼玉一だ、日本一だと言えるように努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） それでは、質問のほうに移させていただきたいと思うんです。

高校誘致の問題について質問していきたいと思うんですけれども、先ほどについて、ポイントについてというんで町長に答弁していただいたんですけれども、それはいままでの答弁の繰り返しになるわけです。

私はやっぱり町長の思いというのは分かるんですよ。実は私の兄もこういう昭和48年のときに高校誘致についてすごい一生懸命にやったんですよ。だけれども、そのときは県立を誘致したいというのでやったんですけれども、結果的に駄目だった。

今回は山下町長がずっと町の悲願である、我々も、私もそう思っている。全部はそうは思わない人もいると思うんですけれども、やっぱり教育機関の高校は、ここに来るか、来ないかというのは、お金のある、ない、使う、使わないじゃないと思うんですよ。やっぱりそのことについて、町が生き返る、活性化になる、そういうことが一番お金を使つての価値があるんだということを町長にもちょっと聞きたいというふうに思うんですよ。

これは先ほど言ったように地権者との交渉があるんですけれども、相手はそういうことについては理解していると思うんですよ。

だから、後はどうやったらまとめるかという話になるんですよ。ですから、同じような繰り返しじゃなくて、是非実現をするために、あとこれだけの期間必要なんですよということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

高橋議員からも非常に熱い思いを語っていただきました。私も同じような考え方でありまして、何回もこの議会のこの場で答弁させていただきました。

今までの交渉経過も先ほど報告しましたが、私とすれば一步一步前進しているという認識でありまして、ただ具体的な交渉事についてまだまだ詰めの段階ですので、そういった意味

でも議会の皆様の質問等ございますので、そういった思いを私自身もしっかり受け止めていますので、しかるべきときがきましたら議会に真っ先に報告させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 分かりました。

それで、町長の思いが地権者、相手の方にどれだけハートを突き止めているのかというのはちょっと、町長の思いはここで私が聞けば分かりますよ。だけれども、相手が町長の思いをどれだけ受け止めているかというのはちょっと分からないというのは、先ほどの質問の中で、努力は分かるけれども、形としてある程度こうだよというのが出てこない、なかなか分からない。相手に伝わっているんでしょうか、町長の思いは。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

交渉の中では、先方の方は代理人を通してということですので、しかるべき時期に早い段階で地権者様とも直接お話しして、先ほどもちょっと答弁で述べましたが、長年地元の発展に貢献した方でございますので、改めて繰り返し申し上げますが敬意と感謝を申し上げることをしっかり伝えて、我々の思いをしっかりと、場合によっては直接地権者様とお会いする機会を是非お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 是非その決意でお願いしたいと思うんですけれども、地権者ってお世話になったっていうだけじゃないと思うんですよ、上里町って。あそこの土地そのものって南北に通じる場所は、地権者のほうで町に寄附したんじゃないでしょうか、あれ全部。あそこは全部、駅通りから反対のほうは全部ヤマトの土地だったと思うんですよ。あれをやっぱり両方が通じるようにやってもらったというのは、非常に今の町の状況を見ますと画期的な貢献度だというふうに思うんですよ。

そういうことを考えると、是非今までやってきたのが無駄にならないように、相手にやっぱり誠意というのをよく伝えていただきたいなというふうに思うんですよ。それは、町長のこの思いというのは重々分かるんです。だけれども、またあの議員はあんなことばかり言っている

という話じゃなくて、やっぱり一歩も二歩も前に行って、今の相手のことも考える、自分たちの状況も理解しなさいということも含めて、町長のほうがやっぱり代理人がいるわけですけども、そのことを代理人通じて地権者に伝えてもらおうと、これ大事なんですよ、ハートの問題なんですよ。町民にもやっぱりハートがないと伝わらないということなんですよ。その辺、町長に最後にもう1回答弁いただきたいというように思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

地権者様と代理人と交渉しているという状況であります。今までの地権者様の地元に対する、先ほど言いましたように、歴史的なところも踏まえて貢献されたことは事実でございますので、そういったところをしっかりと伝えて、町としてもそれを重く受け止めていますので、そういったところを地権者様と直接お話しできる機会を早急をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時45分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番伊藤覚です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

なお、今回の私の質問は大きく3項目で、県道392号勅使河原本庄線（旧中山道）沿線の交通安全対策についてと、2、上里町における今後の観光の在り方について、3、役場職員の人事異動に伴うメンタルヘルスケアについてでございます。

通告順に従い質問いたしますので、町長、教育長におかれましては御答弁のほどよろしくお願いたします。

初めに、1、県道392号勅使河原本庄線（旧中山道）沿線の交通安全対策についての①交通量の増加による沿線住民に対する交通安全及び渋滞解消対策についてと、②通学路となっている児童・生徒への交通安全対策についてでございますが、関連性がございましたので、まとめて

質問させていただきます

昨年12月3日に、群馬県高崎市新町と上里町勅使河原を結ぶ新しい神流川橋の開通式が開催され、既に半年の供用が過ぎたところでございます

本庄道路が開通するまでの当面の間は、勅使河原地内にて、この橋梁の埼玉県側にクランク状に接続し、車両通行を行っております。それに伴い、国道17号線は、平日の朝夕に加え、土曜日、日曜日、祝日においても以前に増して渋滞が発生しております。特に下りの渋滞が深刻で、ひどいときには県道上里鬼石線との神保原南交差点を超え、本庄市、万年寺交差点や小島交差点まで渋滞が続いております。

私の考えるところですが、ただ単に交通量が増えたのではなく、国道17号線から新神流川橋へのアクセスがクランク状の上り坂になっているためスピードが低下することと、勅使河原本庄線、以下旧中山道と呼ばせていただきますが、旧中山道との勝場交差点信号と砂利生産プラント会社前の信号が短い距離に2つ続いてあることも原因ではないのでしょうか。

それと、以前より旧中山道を国道17号線の抜け道として利用する車が問題となっていました。これは私の個人的感覚ですが、新神流川橋の開通後は通過する車は以前より数倍ぐらいに増えたような気がいたします。

その理由として、神保原北交差点から勝場交差点の間の旧中山道には、手押し信号が2機しか設置されていないため、ほとんど止まらずに通過できること、また、国道17号線の渋滞が以前に増して多くなったため、神保原北交差点の信号を右折し進入してくる車が増えたからではないのでしょうか。

それに加えて、本庄方面から関越高速の側道を通り、上里S I C手前を右折し、町道105号線を通り、原地域内を抜け勝場地域内を通り、国道17号線の勝場交差点信号を高崎方面に左折する車も多く見受けられます。よって、旧中山道から右折しようとしている車においては、信号の間隔が短く、片側一車線で右折信号もないため、数台しか右折ができないという状況もあり、曜日や時間帯によっては、勝場交差点の信号から賀美小学校前を越え、第一分団車庫近くまで渋滞するときもございます。

私も藤岡市内に行く途中、何度かこの渋滞に遭遇したことがありましたが、なかなか進まないためUターンをして、長幡地内から国道254号線を藤武橋回りで迂回したことがあります。沿線周辺の住民からも同じような話を聞いております。

その反面、上り方面の群馬県側の渋滞、すなわち高崎市新町方面から橋を渡るときの渋滞については、高崎市に通勤する町民から以前よりスムーズになったと伺っております。

その理由として、以前は旧神流川橋を渡った最初の信号で、原地域内やサービスエリア方面への右折車両があると、大型車両が左側を通れずに止まってしまい、後続車両が渋滞しており

ましたが、それがなくなったからではないかと思われま

しかしながら、旧中山道上りの神保原北交差点においては、以前に増して信号待ちの車が多くなり、かみさとナーシングホーム南交差点付近まで渋滞することもあり、国道17号線を渡るのに2度、3度待たないと渡れないときもあります。

要するに、それだけの車が高崎方面から新神流川橋を渡った後、国道17号線をそのまま直進せず、旧中山道に左折して進入して、抜け道として通行しているということです。

そこで、さらに問題なのが車のスピードです。旧中山道は40キロ制限ですが、どう見ても60キロを超えていると思われる猛スピードで走っている車を多く見かけます。ドライバーとして制限速度を守ることは当然のことですが、この道路は周辺住民の生活道路なので非常に危険です。

私にとっても生活道路ですので、常日頃より安全運転を心がけておりますが、法定速度で走っているとあおり運転を受けることもしばしばあります。また、周辺住民の方からも同じよう

にあおり運転を受けたという話を伺っております。それから、特に朝夕の通学時間帯は児童・生徒にとっても非常に危険です。旧中山道は小・中学校の通学路に指定されておりますが、まだ一部歩道がない部分もございます。また、児童・生徒が南北に横断する交差点や、町道との丁字路の交差点が何か所もございます。旧中山道だけでなく国道17号線や町道にもまだまだ危険な場所は隠れていると思います。

しかし、大人を目線からだけでは全ての危険箇所を見つけ出すことは難しいと思います。小学生の目線や中学生の自転車の高さの目線から、通学路の危険箇所やそれ以外の危険箇所についても、各小・中学校で児童・生徒にアンケート調査を実施して情報収集を行ってみたいかがでしょうか。

特に、旧中山道、国道17号線においては、沿線小・中学校の調査結果を基に、町、本庄警察、本庄県土整備事務所、国土交通省大宮国道事務所と情報の共有をし、今後の道路改良や交通安全対策を行う際に活用してみたいかがでしょうか。

以上を加味いたしまして、新神流川橋開通後の国道17号線の上り、下り両方面における渋滞の現状報告並びに調査、渋滞解消対策を国土交通省大宮国道事務所や本庄県土整備事務所、本庄警察に対し早急に要望していただきたいと思

また、旧中山道においては、本庄県土整備事務所、本庄警察に対し、通学時間帯には右左折進入できなくするなどの交通規制や、カーブでの減速を促す路面標示、また、交差点のキララ舗装、交差点手前に凹凸を設置するなどの交差点改良を行い、運転手への安全走行を促し、徹底した交通安全対策を早急に行っていただくよう要望していただきたいと思

次に、2、上里町における今後の観光の在り方についての①アンダーツーリズムの開発、整備、推進についてでございます。

5月に入り、コロナウイルス感染症が5類の扱いとなり、国内の観光地を訪れる観光客は、国内外を問わずコロナ前の水準に向け増加の一步をたどっております。

近年、日本の有名な景勝地や史跡、また、アニメやドラマに出てきて有名になった、いわゆる聖地と呼ばれている場所などがある観光地は、国内外の観光客によるオーバーツーリズムが発生しており、その解消への対応に手を焼いている自治体も多いと聞いております。

県内近隣ですと、秩父市や長瀨町などは、近年、旅番組などによるメディアへの露出やSNSでの発信も多く取り上げられ、休日の景勝地や飲食店などは観光客であふれ、道路も大渋滞しております。

また、町内を横断する関越自動車道や国道17号線においても、土日祝日には群馬県や上信越方面への観光地に向かう車で渋滞が発生しております。

私もコロナ前には群馬の有名温泉地や長野方面の避暑地を何度も訪れましたが、やはりオーバーツーリズムにより周辺は大渋滞、飲食店や土産店なども長蛇の列、一番の思い出が渋滞と行列になったこともございます。

そこで、最近ではオーバーツーリズムに嫌気が差し、にぎやかではない場所を少人数で静かに観光している人、また、これからそういう旅行がしたいと考えている人が年々増えているという声が聞こえてきます。

町長はアンダーツーリズムという言葉をご存じでしょうか。アンダーツーリズムとは、観光客の増加や観光地への悪影響を及ぼす観光公害、オーバーツーリズムの対策として誕生した新たな観光アプローチです。

従来多くの人を訪れていた観光地や観光名所ではなく、あまり知られていない観光地域や地域住民しか知らない穴場スポットなどのローカルエリアへ足を運ぶことで、観光客も少なく、落ち着いて地域を楽しむことができます。また、地域住民と交流し、あまり知られていない魅力を発掘することもアンダーツーリズムの醍醐味であり、観光客と地域双方に大きなメリットと効果を及ぼします。

メインストリートから離れた人通りの少ない裏路地にあるお店で、地元の人たちと会話を楽しんだり、今まで地元の人以外の目に触れたことのない景色や神社仏閣などを散策することこそ、今までにない新たな出会いや人との触れ合い、発見を伴い、心の奥に残る充実した新しい観光になると思います。

しかし、そういった隠れた名所やスポットは、地域住民の視点からはなかなか思いつかないものも多く、アンダーツーリズムとして町内における未発掘の観光資源や気づかれなかった

スポットを発見、開発することは困難な道のりである一方、とても魅力があり、重要なことであると思います。

例えば、町民にとって昔から食べている食事や、ふだん何気なく通っている場所が、アンダーツーリズムの観光客には新しく、新鮮に映ることもあるはずです

しかし、こういった穴場スポットや知られていない場所は、すぐにアンダーツーリズムの観光客を呼び込んだとしても、観光資源はあるものの整備されておらず、いざ観光客が来ても思い出に残るような体験を提供することは難しいと思います。

また、アンダーツーリズムを実施する際、町民との意見交換や理解の促進も必要ですし、アンダーツーリズムを推進し、さらに展開できるような観光人材の育成も急務となってきます。

そこで、町長にお伺いいたします。

産業振興課、産業観光係において、アンダーツーリズムを展開できるような観光人材の配置、育成を行い、町内はもちろんのこと、町外の第三者の視点や国内外の観光客の多様な観点も参考に、町の知られざる魅力や観光資源、スポットを発掘して、アンダーツーリズムの開発、整備、推進を行ってみたいかがでしょうか。町長の御答弁をお願いいたします。

次に、3、役場職員の人事異動に伴うメンタルヘルスケアについての①人事異動により派遣された職員について御質問させていただきます。

令和5年度も4月の人事異動が行われ、新入職員も13名入庁されたと伺っております。また、新たな課に異動されたり派遣された職員もいると伺っております。

私は役場職員の時、人事異動による派遣は一度も経験したことはありませんでしたが、毎年3月末の人事異動の内示前になるとドキドキしていた記憶がございます。

例えば、その異動先が庁舎内や町内施設であれば、お互いを全く知らないという職員ばかりではなく、今まで同じ課で仕事をした職員や職員組合、組合青年女性部の活動、また、サッカー部や野球部、駅伝部やバレーボール部等のサークルでお互いのコミュニケーションが取れ、気心が知れている職員がたくさんいると思います。よって、人間関係を一から構築するというストレスも軽減されて、新しい仕事を覚えることだけに気持ちが向けられると思います。

しかし、これが派遣による異動となると、恐らく全く面識のない人と一から人間関係を構築しながら、なおかつ新しい仕事も覚えなければならず、職員の個人差もあるかとは思いますが、そのストレスがメンタルヘルスに及ぼす影響は多大なものがあると思われまます。

また、派遣先が遠い場所であるほど、なかなか本庁舎に寄る機会も少なくなり、町内に勤務する職員とのコミュニケーションも希薄となり、孤立してしまうのではないのでしょうか。

派遣されている職員とは定期的連絡を取り合うなどして、現在の仕事の状況や現場での人間関係の相談に乗るなど、派遣された職員が派遣先で孤立しないようにするなどの対策は行っ

ているのでしょうか。町長にお伺いいたします。

次に、②職員のメンタルヘルスケアについてですが、厚生労働省の職場におけるメンタルヘルス対策の推進についての報告によりますと、2013年の統計では、働く人の約6割が仕事で強いストレスや不安を感じていると言われ、メンタルヘルス上の理由で連続1か月以上の休業、または退職した方のいる事業所は8.1%であるとのことでした。

過度のストレスは働く人のメンタルヘルスに悪影響を及ぼすだけではなく、生産性を低下させたり事故を引き起こしたりする危険性があり、職場におけるメンタルヘルス対策は大変重要な課題であると考えられます。

メンタルヘルスケアの第一歩は、職員自らがストレスに気づいて対処するセルフケアですが、職場のストレス要因には仕事の量や質、労働時間、責任など、自らの力だけでは対処できないものもあります。そのため、事業者による組織的で計画的なメンタルヘルスケア対策を継続的に実施することが必要だと思えます。

町長はメンタルヘルスケアの基本となる4つのケアをご存じでしょうか。

まず、1として、メンタルヘルスケアの教育研修、情報提供ですが、事業者は全ての働く人にメンタルヘルスケアに関する情報を提供し、研修に参加させたり、教育研修担当者を計画的に育成したりすることも有効であるとのことでした。

次に、2、職場環境などの把握ですが、働く人がストレスを感じる職場環境には、職場の室温や空調、照明、広さといった物理的環境のほかに、作業レイアウトや職場組織、情報の流れ方、労働時間、求められる作業量や責任など多岐に渡るとのことでした。メンタルヘルスの不調を未然に防ぐためにも、人事担当者、上司、働く人が協力しながら、職場環境の改善を図ってみたいはいかがでしょうか。

次に、3、メンタルヘルス不調への気づきと対応ですが、職場におけるメンタルヘルス対策で特に大きな役割を果たすのがLINEによるケアです。

上司は職場環境などの問題点を把握して改善する役割を担うほか、部下からの相談に対応する必要があります。産業保健スタッフと協力して、部下が上司に相談しやすい環境や雰囲気を整えておくことも大切です。メンタルヘルス問題に早期発見、早期対応するための第一歩は、部下のいつもと違う変化にいち早く気づいてあげることです。

最後に、4、職場復帰における支援ですが、メンタルヘルスの問題で休業中の人が円滑に職場復帰するためには、休職から復職までの標準的な道筋や対応する手段、内容や関係者の役割などを示したルール、いわゆる職場復帰支援プログラムの策定や関連規定の整備が必要となります。

以上がメンタルヘルスケアの基本となる4つのケアとなります。

新入職員の入庁や異動が特に多いこの時期は、新しい環境に対応できない症状、いわゆる五月病などで、休職まではいかないが休みがちだったりにする職員もいらっしゃると思います。町は事前にどの程度把握して、どのような事前ケアを実施しているのでしょうか。

役場職員の皆様はとても優秀で貴重な人材ですので、もし休職や退職に至ってしまった場合、町の大きな損失となってしまいます。そうならないように、心身ともに不調であると見受けられる職員や、その報告を受けた職員に対し、町はどのようなメンタルヘルスケアを実施しているのでしょうか。町長にお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

伊藤議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、県道勅使河原本庄線（旧中山道）沿線の交通安全対策についての①交通量の増加による沿線住民に対する交通安全及び渋滞解消対策についてでございます。

御質問の県道勅使河原本庄線（旧中山道）に関しましては、以前、国道17号から県道勅使河原本庄線へ通勤時間帯に進入する車が非常に多いことから、地元住民の交通安全対策要望の一つとして、本庄県土整備事務所により、県道勅使河原本庄線入り口にポストコーンを広く配置し、国道17号からスムーズには車両が進入できないような施策を講じていただき、効果が得られていたところであります。

この国道17号であります。交通渋滞や幹線ネットワーク形成のため、バイパスとしての整備が国土交通省、大宮国道事務所により実施されており、昨年12月3日に神流川橋から連絡線までの一部区間が開通したところであります。

昨年の開通により勅使河原本庄線入り口のポストコーンは撤去され、本庄道路と県道勅使河原本庄線の結節点が交差点になったことに伴い、特に通勤時間帯の県道勅使河原本庄線への車両の流入量が非常に多くなり、結果的に交通渋滞が発生しております。

私も神流川橋開通式後から地元住民の皆様から多くの御意見をいただき、何度も現場を確認しておりますが、先般大宮国道事務所長が来庁した際には、交通渋滞が開通前より激しくなった現状や住民の不安を丁寧に説明し、早急なる本庄道路の完成を要望したところであります。

しかしながら、本庄道路事業は延長13.1キロメートルと巨額な予算を必要とし、完成までには数年は必要と考えられますので、その間、地元の住民の交通安全対策や渋滞緩和策などを国、本庄県土整備事務所や本庄警察署に引き続き要望してまいりたいと思います。

さらに、抜本的な解消方法であります国道17号本庄道路の早期開通を目指し、関係機関への要望活動を今後も活発に行うとともに、町といたしましても完成に向け、全力で協力してまいりたいと考えております。

なお、②通学路となっている児童・生徒への交通安全対策については、教育長から答弁いたさせます。

次に、2、上里町における今後の観光の在り方について、①アンダーツーリズムの開発、整備、推進についてでございます。

アンダーツーリズムはオーバーツーリズムへの対策として注目されています。観光客の分散による観光地の負荷軽減、観光客と地域住民の交流による相互理解の促進、観光による地域経済の活性化、自然や文化の保護など、観光客の分散や落ち着いた観光を提供することで、観光客と地域の双方にメリットがあると言われております。

上里町はアンダーツーリズムの開発に適した場所と考えることができます。

まず、交通の優位性です。首都圏と観光地の中間に位置し、高速道路の結節点に位置していることから、町の観光拠点であるこのはなパーク上里を中心に、立ち寄り場所としては最高の立地と言えます。

また、美しい自然も町の観光コンテンツと捉えることができます。雄大な赤城山を背景にした春の菜の花、初夏の圃場に広がる黄金色の麦畑、川辺を染める深紅の彼岸花などは、しばし足を休めたくなる風景と言えるのではないのでしょうか。

このように、ちょっと寄ってみたくなる場所として、上里町はアンダーツーリズムに適した観光地と考えられます。

また、アンダーツーリズムには地元コミュニティとの連携という考え方もあります。地域のお祭りなどの折に、観光客と地元の人々が交流できるようなイベントやプログラムの開催も面白いのではないかと思います。このような取組により上里町のファンを増やすことができれば素晴らしいと思います。

昨年度は国土交通省の実施する江戸街道プロジェクトに参加し、上里町の魅力や観光コンテンツの発掘について専門家の助言をいただくことができました。今後も地域の方々や町外の方々の視点などにも注目し、新たな観光資源の創出について検討してまいります。

また、包括的な連携協定を締結した日本薬科大学や平沼水産株式会社との連携は、新たな名産品の研究、開発など観光行政の追い風にできるものと思われまます。

町の組織につきましても、埼玉県観光課に職員を派遣するなど、人材づくりを含め組織の強化に努めているところでございます。

今回、伊藤議員の御質問を受け、アンダーツーリズムについての検討を行いました。この

考え方は町の観光行政の今後の展開に向け、非常に参考になるものではないかと思えます。

観光行政の推進については多くの方から期待をいただいていると認識しています。これからも魅力ある上里町の実現に向け努力してまいりたいと思えます。

次に、3、役場職員の人事異動に伴うメンタルヘルスケアについて、①人事異動により派遣された職員についてお答え申し上げます。

現在、当町からの派遣職員は、本庄上里学校給食組合に2名、児玉郡市広域市町村圏組合、本庄県土整備事務所、埼玉県都市整備部市街地整備課に各1名の合計5名でございます。

県への派遣職員につきましては、まず希望を募り、応募者が定数以上の場合には面接により決定しております。

職員の派遣に伴うヒアリングにつきましては、派遣先への通勤方法や住まいの変更など、手続に時間を要するものについては、全体の人事異動内示前に対象者本人に内容を伝え、意向を確認しております。

派遣先での人間関係の構築など、職員のメンタル的な負担も増加することもあるかと思われませんが、そういった負担以上に、派遣先で職務をこなすことにより、職員自身のスキルアップ、能力アップですね、及び今後の業務に生かせる人間関係が築けるものと考えております。

また、派遣期間が終了し、本町への帰任時には、学んできた内容を存分に発揮してもらえる配属先としております。

派遣職員に対するサポート体制といたしましては、不定期ではございますが、総務課職員による業務内容、勤務状況、健康状況などの聞き取りを行っております。

今後につきましては、派遣職員に対しまして定期的な面談や電話での聞き取りなどを実施し、併せて役場内部の情報発信を積極的に行い、町内勤務職員とのコミュニケーションが取れる機会の提供等、より相談しやすい環境及び体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3、役場職員の人事異動に伴うメンタルヘルスケアについて、②役場職員のメンタルヘルスケアについてお答え申し上げます。

現在、当町が実施しているメンタルヘルスの取組といたしましては、メンタル不調を未然に防ぐことを目的としたストレスチェックや研修事業及び万一不調に陥ったときに早期回復を図るための手だてを講じております。

ストレスチェックは健康診断と併せて実施しておりますが、職員自身のストレスへの気づきを促し、原因となっている職場環境の改善につなげることにより、メンタル不調を未然に防止するという目的がございます。

研修事業は新任管理職を対象に、児玉郡市広域市町村圏組合や彩の国さいたま人づくり広域連合の主催による不調に陥った者への早期対応に関するメンタルヘルス研修に参加してござい

す。また、児玉郡市広域市町村圏組合による新規採用職員研修のカリキュラムに、セルフケアに関する研修内容が含まれております。

あわせて、職場内で共に働く仲間からのサポートを得られやすいように、新型コロナウイルス感染症の蔓延前までになりますが、全ての職員を対象とした臨床心理士による研修により、同僚によるメンタルヘルスケアの意識醸成を図っております。

職員が不調を感じたときには、本人や管理職が産業医や保健師など職場外の専門家による指導、助言を受けることで、早期対応、早期回復につなげられる相談体制も整えております。総務課秘書職員係において随時職員からの相談を受け付けておりますが、より相談しやすい体制整備、病休復帰後のサポート体制の強化など、町の体制づくりについて柔軟に努めてまいりたいと思います。

休職後の職場復帰における支援につきましては、上里町職員職場復帰訓練実施要綱に基づき、当該職員の円滑な復職及び公務能率の向上に必要な訓練を、主治医または産業医の判断を基に実施しております。

御提案いただきました職場復帰支援プログラムにつきましては、労働者健康安全機構のモデルプランや他自治体の導入事例を参考に検討してまいりたいと思います。

今後ともこのような取組を通して、各職場や関係者と連携しながら、全ての職員が心身ともに健康で生き生きと働ける環境を整え、本来の能力を發揮できるよう支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 伊藤覚議員の御質問にお答え申し上げます。

1、県道勅使河原本庄線（旧中山道）沿線の交通安全対策についての②通学路となっている児童・生徒への交通安全対策についてでございます。

通学路の点検につきましては、平成14年度から5年ごとに通学路総点検を実施しております。直近では令和3年度に実施しており、教職員や保護者に御協力をいただき、危険箇所を選定し、埼玉県本庄県土整備事務所に提出いたしました。

また、年間3回実施している地域ぐるみ協議会では、各小学校を中心に、地域の方々と共に通学路の点検を行い、危険箇所等を教育委員会に報告をすることとなっております。また、各学校の教職員も定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を随時報告しております。子ども目線での点検などは、児童・生徒からの申出による危険箇所の確認となっております。

今後は他の自治体の状況や学校、地域との連携を図りながら、通学路の危険箇所のアンケート調査など、情報収集の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） それでは、項目順に幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、項目の1からですけれども、町長は国交省と実際現場のほうに行って、橋の完成後に現場状況を見て、国交省のほうに申立てしていただいたということなんですけれども、実際、例えば開通後の朝夕の通学時間帯ですとか通勤時間、また夕方とか、御自身の車で御自分で走ってみたとかということは過去にございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

昨年、新神流川橋が開通しまして、消防団の高橋団長とお会いしたときに、渋滞がひどいということも、私も実際夕方行ってみました。イオンぐらいのところからもう渋滞に入っていると、下り線が。そういったことを確認しつつ、高橋団長と、これは何とかしなくてはいけないなという話はしています。

それから、国交省の大宮国道所長が来たのは、現場ではなくて役場へ、新しく新任の所長として4月に挨拶に来ましたので、その場で話しました。

それから、ちょっとこの報告ではなかったんですが、5月に入って国会のほうの陳情要望を小泉代議士、地元の11区の代議士に要望活動したときに、たまたま大宮国道の所長もお見えになって、改めてその件は小泉代議士にも伝えました。そういったところで少しずつ、何とかならないかと、早く本庄道路の開通時期を早めることが大事ですなということではお互いに共通認識を持ちました。

また、今後の予定としましては、今月に本庄警察署と本庄県土整備事務所の所長と毎月会う機会があつて、三金会という会がありまして、その場で時間が取れば、すぐその辺をお話しして、以前にも本庄警察署長については現地を一緒に見たいですねという話はしています。そういうことでやっていますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。是非三金会のほうでもお話しいただければあ

りがたいです。

実際に通ったことがあるということなんですけれども、例えば、橋ではなくて手前の旧中山道、勝場の交差点まで続いていますけれども、そちら通ったときに、例えば町長が実際御自身でここは危険だとか、危険な体験というんじゃないですけれども、例えば自転車がふらふらしていたりとか、車が出てきて危険だったりとか、この交差点は危険だとかと、そういうふうに御自身で何か感じた危険箇所とかというのはございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど17号を夕方、この12月に伺ったということですが、午前中、旧中山道、賀美小学校のほうからずっと17号に入る道路、右折して入る交差点ですね、そこも行ってみました。朝ですのでかなり皆さんスピードを出してくるということで、朝というのはあいさつ運動をやっています、賀美小学校のですね、その際に非常に渋滞しているなというのを目認しましたし、非常にスピードを出している、急いでいる人は逆にこっちの旧中山道から交差点を右折して新神流川橋へ抜けると、そういうルートを選んでいるのかなということを認識しました。

そういった意味で、やはり賀美小学校の子どもたちの通学時間帯ですので、そういったことも含めて関係者に現状をお伝えしたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

そういった部分も含めて、県土整備事務所ですとか警察のほうに町長のお口から直接お話ししていただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

次に、教育長に一点、再質問させていただきたいんですけれども、先ほどアンケート調査、検討していただけたということだったんですけれども、是非アンケート調査を行った後に、例えばマップ、危険箇所のマップなどを作成して一覧化して、学校ですとか、あと保護者、児童・生徒間でもこの情報の共有を行ってみてはいかがかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 伊藤覚議員の再質問にお答えいたします。

各小・中学校において通学路危険箇所を、地図を子どもたち自ら作成して注意喚起を図って、

既に図っております。それをまとめて、こういうところが危険ですよとこっちへ上げてきたりすることになります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

教育長も是非子どもたちの目線、例えば中山道でしたら中山道でも、ほかの道路でも結構なんですけれども、実際かがんでみて、子どもの目線は120センチぐらい、1年生とかすごく低いので、実際大人がブロック塀の向こう側が見えても、塀の下になってしまって、右側が見えなかったりとか左側が見えなかったり、また木が茂っていて、その部分だけ見えなかったりすると、そういった危険箇所もあるので、教育長も是非ちょっとそういった体験もされてみてはいかがでしょうかと思います。よろしく願いいたします。

事故が起きてからでは、同僚議員も昨日おっしゃっていましたが、事故が起きてからでは遅いので、町長、教育長も早急な対応をお願いいたします。

次に、項目の2から質問させていただきたいと思います。

町長に御質問させていただきたいんですけれども、パーク&ライドという言葉は御存じでしょうか。

例えば自宅から目的地の手前まで自動車で行って、例えばそこにパーキングに駐車して、公共交通機関などを利用していろいろな目的地まで移動する方法ですけれども、例えば町内の観光資源を見て回るのに車だと回りづらい、駐車場がないなんていう場所もあるかと思うんですよ。

こういった場合に、歩きだと少し距離があるな、先ほどの車だと回りづらいなという方のために、例えばそういった観光客の利便性の向上に向けて、休日はほとんど利用していない、例えば職員の駐車場、砂利の駐車場もあるかと思うんですけれども、そういったところをパーキングにして、役場敷地内に例えばレンタルサイクルなどを設置して、パーク&ライド方式ですか、そういった具合で自転車を貸し出して、その自転車で町内を回っていただくなんていうのも良いのではないかなと考えているんですけれども、また、それプラス、例えば神保原駅ですとか、例えばこのはなパークなんかもそうですけれども、JAの駐車場ですとか、あとカンターレの駐車場を利用された方が、そこに自分の車を置いて自転車で、例えばそこにもレンタルサイクルを置いて町の中を回ったりできるようにすれば、いろいろなところ、例えば駐車場がない賀美地区であれば、北中の近くに蓮の池とかもございます。勝場ですとグルグル、山の庚申塚なんかも、あそこも実際行ってみるとすごく良いところですし、そういった部分もありま

すので、そういった自転車でしか行けないところなどを回れるように、そういったレンタルサイクルの設置なんかもよろしいのではないかと思うんですけれども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

パーク&ライドという話でした。非常に面白い提案でございまして、環境負荷の低減や渋滞緩和などに効果があることから、多くの観光地においてパーク&ライドの取組が実施されている状況であります。

観光客向けの駐車場の整備などの課題もありますが、アンダーツーリズムの整備につながると思いますので、研究してまいりたいと思います。

また、役場の庁舎内ということではありますが、行政財産の使用方法など、法令等の諸課題はあると思いますが、非常に面白い提案でございまして、庁舎駐車場に車を駐車し、町内でサイクリングやランニングを楽しんでいただくような仕組みづくりも観光資源の開発ではないかと思っております。

御存じだと思うんですが、これが役場の庁舎にありまして、この中にも広域圏、本庄市児玉郡3町の広域圏でいろいろなルートをつくったパンフレットがあるんですね。これ役場の庁舎にあります。観光拠点としてまさにパーク&ライドということで、上里サービスエリア付近のレンタサイクルで回れるようにとか、あと、美里はブルーベリー、上里はダムの方へ行こうとか、上里の場合には上里歴史巡りということがあります。

そういった伊藤議員の提案のまさにこのように実践できれば素晴らしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。是非御検討のほうよろしくお願ひいたします。

次に、昨今SNS、上里町も利用されて公式Instagramとかあるかと思うんですけれども、昭和レトロな町並みですとかSNS映えするスポット、これが国内外から注目されている部分がございます。

上里町も是非、お持ちでございまして、そういったInstagram等のSNSを利用して、国内外に向けて情報発信、されていると思うんですけれども、さらに増して発信していただくとありがたいと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

町のSNSなどを活用していくということでございます、再質問が。

上里町の観光情報をまとめた冊子「今、上里キブン」という冊子があるんですが、このはなパーク上里の各店舗で使える共有クーポン券を掲載してまして、現在、町の公式Instagramにて観光物産の情報を発信しております。公平性への配慮は必要かと思いますが、SNSを活用した割引サービス等について検討できるものと思っております。これは役場の職員自らこういう観光パンフレットを作成したものでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

その「今、上里キブン」なんですけれども、Instagram、私もフォローさせていただいておりますが、フォロワーがまだ、今日見たら462人ということでまだ少ないので、これは是非万単位とか10万とかに上げていただけると、多分かなりの観光客の方、そんなにオーバーツーリズムにならない程度でいろいろなところを楽しんでいただく観光客の方に来ていただくとありがたいんですけれども、そういったフォロワーを増やすために、例えば集客のために、フォロワー数の多いインフルエンサーのプロもいるかと思うんですけれども、そういった方のInstagramですとかツイッターのSNSから上里町の情報を発信してもらうなどのそういったプロモーションを実施してみてもよろしいのではないかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

インフルエンサーという言葉であります。

現在の公式のInstagramには観光物産の情報を発信しておりますが、著名人とのコラボレーションもこのコンテンツの魅力の一つでございます。機会があれば検討してみたいと思っております。

実は私のツイッターで最近多いのが7,000アクセス、個人でちょっとあったのをびっくりしたんですが、内容によってやはりツイッターもいろいろなアクセスがあるんだなというのを実感いたしました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 是非よろしく願いいたします。

また、そういった部分を使って観光された方に対するフォローバックという形で考えているんですけども、例えばインスタグラムのフォローしていただいた方のフォロー割とか、ツイッター、もし開設するようであればツイッターのフォロー割とかで、飲食店などで、例えば町内飲食店を回ってジュース1杯サービスしますよとか、団子屋さんだったら饅頭1個サービスしますので是非寄ってくださいみたいな、そういったフィードバックも必要であると思うんですけども、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど提案ありましたことについて少し研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。是非よろしく願いします。

是非このアンダーツーリズムを成功させた自治体として全国に名をとどろき渡らせるように、また先進地の視察先にもなるような感じで成功されるといいなというふうに考えておりますので、是非こちらアンダーツーリズムの開発、整備、推進をよろしく願いいたします。

次に、項目3から幾つか御質問させていただきたいと思います。

こちら派遣の関係なんですけれども、今まで様々な事業所に職員の方、派遣されていると思うんですけども、例えば対人関係とか職場環境が原因で休職に至った職員とかというのは御存じですか、いらっしゃいますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

休職に至った職員はございません。ゼロです。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

それから、項目3の②からなんですけれども、職場での悩みを上司に相談したりですか、担当課である総務課長や総務課の人事担当者に直接、一人で直接相談しづらい職員もいると思います。また、それで一人で抱え込んでしまう職員なんかもあると思うんですけれども、そういった場合にどのように対応されたりとかというのは考えていたりとかしますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

メンタル不調に伴うものであれば、秘書職員係を通して産業医に直接相談いただくことも可能でございます。

業務内容等に関する相談は、職員に対しての守秘義務などから秘書職員係が相談窓口となっております。メール等による相談受付も行っておりますが、より相談しやすい体制、環境づくりに努めてまいります。

ちなみに、昨年ですか、3年目の職員に対する私、町長と副町長との意見交換会を行いました。入庁して3年間職場に就いていた全職員と意見交換をさせていただきまして、全員にいろいろ話を、個人的な含めて、3年目ぐらいとなるとなかなか仕事にも慣れてきて、少し気持ちの変化もあるということもあったり、メンタルで少し影響があるかどうか、そういった意味で私と副町長とその3年目に当たる職員と意見交換させてもらったところ、非常に皆さん前向きで、やはり仕事を覚えるのに上司を尊敬しているという言葉が出ました。同じ職場で働く上司を見習うと、そういったことも皆さん意見の中で出ていましたので、非常に前向きな職員が3年たってもいてよかったなど、そういう印象を持ちました。

今後もそういったところで、この次は中間段階の職員、4年以降、例えば5年ぐらいの中間的な職員と面談をして、そういった日頃の仕事に対する思い、それから自分が非常に日常的に困っていること、そういったところを忌憚なくいただけるような交換会を今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） では、時間もありますので、最後に一点だけ質問させていただきたいと思っております。

先ほどメンタルケアの関係で、産業医に相談してもらったりするということのお話だったんですけれども、この産業医さんというのはメンタルケア専門の産業医さんになりますでしょうか、それとも一般的な産業医になりますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

産業医は、精神科医等メンタルヘルス専門の産業医ではございませんが、町の産業医として大林先生、御存じかと思いますが、該当職員の主治医による各種調整によって支援を行っております。先代の大林先生の息子さんですか、その先生に担当していただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） その関連ですけれども、できれば産業医ではなくメンタルヘルスケアの産業医も指定していただいて、職員の相談に乗っていただけたほうが、メンタルヘルスケア専門の産業医というとプロですので、そういったケアも確実に行っていただけるかと思うので、その辺の検討もよろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問で、専門の産業医、メンタルヘルスの専門家をということで御提案いただきました。それを検討させていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時50分からとします。

午後2時34分休憩

午後2時50分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。

初めに、私もまだ3か月前から前歯の治療をしておりまして、透け透けでございますので、マスク着用のままお話しさせていただくのをお許しいただきたいと思います。

議席番号6番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今回の質問は、1、脱炭素化の取組について、2、支え合い助け合う地域社会の構築について、3、デフリンピック支援と共生社会の推進について、4、発達性読み書き障害（ディスレクシア）について、以上4項目であります。通告順に従いまして質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

それでは、1、脱炭素化の取組について。

①先行地域の応募について伺います。

カーボンニュートラルのことは以前にも何回か一般質問をしていますが、町長は今年3月23日に上里町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。いよいよ本腰を入れた感がありますが、そこで、具体的に2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするためにどのように取り組んでいくのか、私としては大変気になるところであります。

6月号の町の広報に、町民の皆様にアイデア募集が入っておりました。アイデアがたくさん寄せられることを私も期待しておるところでございますが、そのアイデアをまた紹介していただければと思います。

環境省は現在、全国に先駆けて、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO₂の排出量実質ゼロを目指す脱炭素先行地域の選定を進めています。4月28日には鳥取市など16か所を新たに選び、観光地での太陽光やバイオマス発電による再生可能エネルギーの供給などを後押ししています。

脱炭素先行地域に選ばれた自治体には、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が配分されます。再エネ設備やCO₂を削減する設備の導入など、5年程度継続した支援を受けられるということです。

環境省は22年以降、先行地域の募集を順次実施、3回目となる今回を含めて62か所を選定しております。西村環境大臣は4月28日に、次回の募集は8月頃を予定しているとした上で、25年度までに少なくとも100か所の選定に向けて継続的に募集を行いたいと述べています。

そこで、電力消費に伴うところから進めて、まずは先行地域の募集に対して上里町として応募してはどうかという提案をいたしますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、②分散型エネルギーの普及拡大について伺います。

埼玉県では自立分散型エネルギー社会の構築に向けて、様々なエネルギー政策を展開しています。あの福島第一原発の事故を契機に、我が国のエネルギー供給の脆弱さが明らかになりました。化石燃料や原子力に依存する大規模集中型の供給体制を改め、再生可能エネルギーを活用した自立分散型にしていく意向であります。

快晴日数日本一を生かした太陽光エネルギー、秩父地域の豊富な森林資源を生かしたバイオマスエネルギー、究極のクリーンエネルギーと言われる水素エネルギーを普及拡大するための

先進的な取組も進めています。

お隣の本庄市では、太陽熱と地中熱を組み合わせる複数店舗の冷暖房を行う全国でもユニークなソーラー・クーリング・システムを設置。新たなエネルギー供給システムとして動き始めました。

また、埼玉エコタウンプロジェクトとして、既存住宅が変わらなければ日本全体は変わらないとの考え方から、既存住宅街をモデル地区にして、住民の参画と地元事業者の協力、行政の支援の三位一体でプロジェクトを推進しています。

太陽光パネルを屋根に載せ、省エネ機器を積極的に導入するなど、住民の手で創エネ、省エネを進めています。周辺の公共施設には太陽光発電や蓄電池を備え、地域で必要なエネルギーを地域でつくる体制が整えられています。

このように、新たに住宅が増える地域や、既存住宅街であってもモデル的に推進していくことは上里町においても可能ではないかと私は考えますが、町長の御所見を伺いたと思います。

次に、2、支え合い助け合う地域社会の構築について伺います。

高齢者人口は2025年には3,677万人に達し、その後も増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯が増加しております。電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組がますます重要となってまいります。

私はこの4月中に何人もの御高齢の方々と話ができました。山の中に住む方や運転免許を返納された方、独り暮らしをされている方、家族に認知症を患っている家庭の方とも話をしました。それぞれお困り事があり、行政にお願いしたいことなど、今後高齢者をはじめ自立が難しい方々が安全に安心して暮らせる支え合い、助け合う地域社会の構築をしていかなければならないと痛感いたしましたので、質問数が3問ありますが、御答弁願いたいと思います。

①日常の買物などへの支援の推進についてであります。

現在、社会福祉協議会で行っている高齢者等支え合いサービス事業、高齢者等生活応援隊を実施しておりますが、年々増加している高齢者世帯に対し、応援隊の稼働時間は要望に見合っているのか、まずお聞きいたします。

また、介護施設に入所している方の買物サポートはどのようにしているのかお教え願いたいと思います。

続いて、②移動式オンライン訪問診療所の普及促進について伺います。

これまで同僚議員が、長幡地域には開業医や診療所がないとの訴えを何度か耳にしました。そうした地域の皆様に対し、集会所や自宅付近へのオンライン診療のための機器と看護師が乗った自動車が出向き、移動式オンライン訪問診療所の整備も必要かと考えますが、町長の御見

解を伺います。

次に、③認知症の人も家族も安心な地域をであります。

認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されています。認知症の対策は、医療、介護をはじめ町づくり、教育、生活支援、権利擁護など総合的な施策が求められています。地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って社会の仕組みや環境を整えることも重要であります。

そこで、共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターのさらなる養成、認知症に関する相談体制の整備が必要と考えますが、現状のままでよいのかを含め、町長にお聞きいたします。

続きまして、3、デフリンピック支援と共生社会の推進について伺います。

まず初めに、このポスターを見ていただきたいと思います。

こうしたデフリンピックのポスターが既にもう作り上げられておりまして、各地で貼られておるところでございます。

①障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備について伺います。と共生社会の推進ですね、これについて伺います。

聴覚障害者の五輪と呼ばれるデフリンピックの大会が2025年に日本において初めて開催されます。オリンピック同様に4年に一度、世界的規模で行われる聴覚障害者のためのスポーツ競技大会で、1924年の第1回大会から数えて100周年に当たる節目の大会となります。

昨年ブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながらも73か国2,412人が参加。日本選手は陸上や水泳などを含め過去最多のメダル30個を獲得しています。

開催計画では、音が聞こえる方とそうでない方が共同して大会開催を実現していくことで、例えばスタートの合図や審判の声などを、目で見て分かる、視覚的に工夫するなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとしています。

しかしながら、デフリンピック自体の認知度は低く、2021年に日本財団が調べた認知度は16.3%、同じ調査でパラリンピックは97.9%です。パラリンピックでアスリートが挑戦する姿は私たちに多くの感動を与え、スポーツがこれほどまでに心を動かすのかと再認識させてくれました。

そこで、デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートとつながり、知ること、障害に対する理解をより身近に考えることになり、多様性のある社会、共生社会をつくり上げていく機運醸成になると私は考えます。

障害の有無や種類を問わず参加できるスポーツやイベントを増やしていく機運にしていけな

いか、また、障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備としてどのように取り組んでいくのか、町長からお聞かせ願いたいと思います。

次に、②応援事業（ホストタウン）への参加について伺います。

国が令和4年3月に策定した第3期スポーツ基本計画でも、特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツレガシーの発展に向けて、スポーツを通じた共生社会の実現を掲げています。

今年3月9日に我が町では手話言語条例を制定して、手話への理解促進を図る意味においても、デフリンピックを応援する取組や、ホストタウンとして積極的に参加していくべきと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、4、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についてお聞きします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れがないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が表れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患であります。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことをいいます。

主な特徴は、①通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難、②音読ができたとしても、読むスピードが遅い、③漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない、またはよく間違える、④文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すのに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるということであります。

町の小・中学校においてディスレクシアの疑いがある児童・生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、ディスレクシアの疑いがある児童・生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要だと思えます。現在、学校現場ではどのような検査が行われていますか。教育長にお尋ねいたします。

次に、②適切なサポートについて伺います。

ディスレクシアは日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われていています。したがって、読み書きを苦手とする児童はクラスに平均2人から3人はいると見られます。

ディスレクシアは周りの人が理解をし、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされていますので、家庭や地域、学校それぞれでできるサポートが考えられます。タブレット端末やデジタル教科書などの効果的活用で適切なサポートにつながると思いますが、教育長、そのことをお聞きしまして、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、脱炭素化の取組についての①先行地域の応募についてお答え申し上げます。

脱炭素先行地域とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、他の自治体でも後に続く、言わば実行の脱炭素ドミノを目指すものです。ちなみに、埼玉県内で選定されているのはさいたま市のみという状況であります。

国は2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域の選定を予定しています。これにより農村や離島、都市部など多様な地域において地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら、脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしています。

なお、脱炭素事業は地方公共団体だけで取り組むことはできず、民間事業者等との連携が不可欠であることから、第3回の公募から民間事業者等との共同提案が必須とされています。

また、脱炭素先行地域は市町村全域とは限らず、住宅団地や中心市街地、自然公園等を範囲として設定することも可能となっています。選定に当たっては、脱炭素先行地域にふさわしい再エネ導入量や再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献するなどの観点から評価が行われます。

選定要件として9つの内容が示されています。具体例としましては、地域内の公共施設、民間施設、住宅等の電力需要量を推計し、この合計値と、2030年までに同地域における再生可能エネルギー化等による電力供給及び省エネによる電力削減量の合計を同等にするというものであります。まさに電力消費に伴う二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることが要件となっています。

再生可能エネルギーと蓄電池の利用、建物においては自然エネルギーを最大限に有効活用するZEB化等の技術を組み合わせ、地域の事業者が主体となって設備の施工や維持管理、再エネ電力事業の運営を行うことが求められています。

これには町として相応の人員や時間、予算が必要であるのに加え、地域住民等の協力、特に地域の事業者が主体的な取組を担っていただくことが必要となります。その上で、実現可能な具体的な計画の策定が不可欠であり、共同提案者となる事業者等が不在の現状では応募が大変困難な状況であります。

しかしながら、議員御提案のように、脱炭素化に向けて、先進自治体を参考に何らかの事業が検討できないか研究してまいりたいと思います。

これからもゼロカーボンシティの実現に向け、町民、事業者、町で協働、連携を図り、地球

温暖化対策を進めてまいります。

次に、②自立分散型エネルギーの普及拡大についてお答え申し上げます。

自立分散型エネルギーは、エネルギーを使用する場所で発電、利用するもので、各家庭や工場、地域など小規模な単位で、再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー、地熱エネルギーなど地域の特徴も踏まえた多様な供給力を組み合わせてつくられるエネルギーとなります。

地域でエネルギーを自給自足することから、災害時にも自立可能で、エネルギーの安定供給に有効となります。送電ロスが少なく、また、小規模であるため再生可能エネルギー等の活用を図ることも可能であり、脱炭素化の面からも効果が期待できると考えられます。

議員お話しの本庄市の取組ですが、平成24年度から3年間、埼玉県が行った埼玉エコタウンプロジェクトの実施市に東松山市と共に指定を受け、本庄市エコタウン基本計画・実施計画を策定し、この計画に基づき、ソーラー・クーリング・システムや電力自活地区形成モデル事業が期間限定で行われたものであります。

当時は電力が不足し、町の一部でも計画停電が実施され、ガソリンや軽油等も届きにくくなるなど、エネルギーの貴重さと供給の脆弱性を改めて感じたところでもあります。

エネルギー政策は原則、国が責任を持って再構築すべき内容とは考えますが、自治体においても省エネや再生可能エネルギーの活用に徹底して取り組む必要があります。このため、化石燃料に過度に依存する大規模集中型の供給体制を改め、再生可能エネルギーを活用した自立分散型の社会の構築に向け努力していかなければなりません。

そのためには、地域のエネルギーは地域でつくる体制の構築が課題となり、議員お話しのとおり、町民、事業者、行政が連携した取組が不可欠であると考えています。

上里町においても、日照時間が全国でもトップクラスである特性を生かし、太陽光を利用することは有効であると考えますので、ゼロカーボンシティ、そして脱炭素社会の実現に向け、有効な取組として推進していくべきと認識しています。

今後、町づくり事業を進めていく中で、新たな住宅建設地域や既存住宅地域での太陽エネルギーの利用促進に向け、モデル地域の設定の研究等と併せ、町民、事業者、行政の協働、連携の強化を進めてまいります。

さらに、町役場として検討を進めることに加え、町ぐるみでゼロカーボンの推進をしていくため、できるだけ多くの方から御意見やアイデアも頂戴できるよう、今月号の広報かみさにおいて広く意見を募集しているところであります。

今後は事業実施に係る補助金等の活用も研究した上で、町としてできること、やるべきことを整理して、積極的な取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、支え合い助け合う地域社会の構築についての①日常の買物などへの支援の推進につい

てにつきましてお答え申し上げます。

猪岡議員の移動スーパーについての答弁と重なる部分がございますが、御了承ください。

社会福祉協議会で実施している高齢者等支え合いサービス事業、高齢者等生活応援隊では、利用会員から依頼された日常生活上のちょっとした困り事を援助しております。

議員御質問の応援隊の稼働時間は要望に見合っているのかについてでございますが、高齢者等生活応援隊は有償ボランティア事業でございますので、ボランティア活動の範囲内で提供可能な作業については御要望に沿って対応させていただいております。

なお、令和4年度は49件の買物代行のサービス提供を行ったところでございます。

次に、介護施設に入所している方の買物サポートについての御質問ですが、高齢者が入所する施設に確認したところ、5つのグループホームのうち1施設は職員が付き添い、本人と買物に行きますが、残りの4施設は職員や家族が買物代行をしているとのことでした。

また、ケアハウスも以前は入所者数人と職員で定期的にお買物に行く施設もありましたが、現在は職員が買物代行をしているとのことでした。

現在、町内在住の方が受けられる買物支援としては、高齢者等生活応援隊での買物代行や、民間企業による宅配サービス、スーパーが実施する買物後の荷物を運搬するサービス、町内一部地区を巡回する移動販売、要介護認定を受けている方へのお出かけサポート事業のタクシー券配布やヘルパーによる買物代行があります。

高齢者の中にはヘルパーが家に入ることを嫌がる方もいます。一方で、移動販売は日頃買物に行くことができない高齢者が複数ある商品を見て選ぶ楽しさがあり、高齢者の見守りにもつながります。

町内には移動販売を実施していない地域があるため、移動販売車が町内を網羅できるように、買物弱者へのさらなる支援の充実を図ってまいります。

また、賀美小学校地区でスタートした地域支え合い活動についても、他の地区での展開を支援し、町内全小学校区での実施を目指してまいります。

次に、2、支え合い助け合う地域社会の構築についての②移動式オンライン訪問診療所についてお答え申し上げます。

移動式オンライン訪問診療所とは、看護師が医療機能を搭載した車に乗って患者宅を訪問し、診療所にいる医師がオンラインで車内にいる患者を診療するもので、実証実験を経て導入に踏み切った自治体もあるようです。

この移動式オンライン訪問診療所を導入している自治体の数は、現時点では全国的に見ても10か所に満たない状況であり、それぞれの自治体の導入の背景には、全国平均よりも高齢化率が高く医師も不足していることがあります。さらに、その医師たちも高齢化していることに加

え、山間地域に住む人たちへの訪問診療にかかる時間の長さなどの地理的要因があり、訪問診療の継続が難しいなどの地域課題があるようです。

移動式オンライン訪問診療所の導入により、患者やその家族の負担が軽減されるばかりではなく、医師の訪問診療時の移動時間を削減することができ、より多くの患者を診察することが可能となるため、医師不足解消の一助となることも期待されているようであります。

議員のお話では、長幡地区には医療機関がなく、その代替として移動式オンライン訪問診療所を設置してはどうかとのことですが、当該診療所については本格導入されて間もないため、その役割や機能が当町の地域医療の課題解決に結びつくのか検証しなければならず、十分に議論する必要があると考えております。

また、令和2年埼玉県保健統計年報統計資料によると、埼玉県の診療所の人口10万対の数は59.7、本庄市、児玉郡では69.0となっているのに対し、当町は72.5となっております。病院はないものの、埼玉県全体で見ると医療機関は比較的充足している状況であることや、当町の地形はなだらかな平地であり、山間部が抱える訪問診療のタイムロスも比較的短いという地理的な要因も考慮しなければなりません。

現時点において移動式オンライン訪問診療所設置の必要性は必ずしも高くないと考えておりますが、当町の将来的な医療体制に目を向けますと、他の地域同様に医師の高齢化による地域医療の脆弱化は大きな懸念材料であります。また、上里町の高齢化率は年々上昇しており、今後も増加することが予想されています。

このような町の状況を踏まえ、お住まいの地域に関係なく、誰もが安心して医療を受けられる体制を確保するために、今後も本庄市児玉郡医師会や近隣市町と連携しながら、移動式オンライン訪問診療所をはじめ様々な方法を調査研究してまいります。

次に、2、支え合い助け合う地域社会の構築についての③認知症の人も家族も安心な地域の御質問にお答え申し上げます。

令和4年版高齢社会白書によると、介護が必要となった主な原因は認知症が18.1%と最も多く、町としても認知症の方や御家族への支援が重要であると認識しております。

町では、町民の皆様に認知症を正しく理解していただくため、認知症サポーター養成講座を開催し、平成21年度から累計4,126名が受講されています。受講者より、認知症の方への声かけの仕方など具体的に学びたいとの声を受け、平成28年度からは認知症サポーターステップアップ講座を開催し、一部の方には町が実施する認知症カフェのボランティアとして活動していただいております。

また、認知症の相談窓口を地域包括支援センター及び町内5か所のグループホームに設置しています。そして、伺った相談内容から、必要に応じて認知症専門医への受診や認知症疾患医

療センターの相談へつなげるなど、相談者が課題解決に向け一歩を踏み出せるよう、相談者に寄り添った支援を行っています。さらに、金銭管理や契約等の手続等が難しくなったときの成年後見相談窓口をフリーダイヤルで設けています。

町ではこのほかにも様々な認知症施策を実施しておりますが、利用者が増えないことが課題となっていました。そこで、認知症カフェに御協力いただいている認知症サポーターの方々に意見を伺い、認知症という病気は本人も家族も地域には隠しておきたい、知られたくないと思っている人が多い、これからは家族が認知症をオープンにしてい、認知症の相談をもっと気軽にしてい、と思ってもらえるようになるとういこととございしました。

町ではサポーターの意見を踏まえ、認知症施策を検討し、昨年度から認知症出前講座を始めました。認知症への理解を深めることに加え、地域住民に認知症の初期症状を知ってもらい、認知症の高齢者を把握した場合、地域包括支援センター等の関係機関へつなぐ役割を担っていただく、さらに認知症を隠して家族で抱え込まず、相談できる環境づくりを目指しています。

これからも地域の方々の声を聞き、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、町としてどのような支援ができるのか、試行錯誤しながら実践していきたいと考えています。

次に、3、デフリンピック支援と共生社会の推進についてのお尋ねのうち、①障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備についての御質問にお答え申し上げます。

我が国では、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えた地域共生社会の実現のため、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指しています。

当町においても令和5年3月9日、上里町手話言語条例を制定し、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し、聴覚に障害をお持ちの聾者と聾者以外の方がお互いに理解し合い、安心して生活することができる共生社会に向け大きな一歩を前進したものと考えております。

また、町では聴覚に障害をお持ちの方だけではなく、障害をお持ちの方全般においてスポーツや文化芸術に取り組む環境整備を推進しております。

スポーツにおいては、児玉郡市共同委託事業として障害者レクリエーション活動を実施し、グラウンドゴルフやボッチャ、ソフトバレーボールなど障害者スポーツへの参加の機会を提供しています。

文化芸術に取り組む環境や基盤整備については、ふれあいまつりや人権講演会などに手話通訳者を配置し、障害者が来場しやすい環境を設けております。また、上里町社会福祉大会では、

障害者が作成した作品を展示し、役場町民ホールにてNPO法人による障害者や障害児の作品展示を行うなど、文化芸術の発表の場を設けております。

令和4年3月に策定した第6次上里町障害者計画では、障害のある人もない人も共に支え合う社会づくりを目指すノーマライゼーションの理念の下、障害者の社会参加の拡充を基本目標の一つとして掲げました。

計画中、具体的施策の一つとしてスポーツ・レクリエーションの促進を掲げ、スポーツ・レクリエーション教室開催の拡充により、障害者や障害児の自立と社会参加の促進を図ることとしました。

また、講座、教室等の環境整備を具体的施策とし、障害者や障害児の自立と社会参加の促進や、障害者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、一般の各種講座、教室等に気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、車椅子の準備など環境整備に努めるものいたしました。

今後においては、本計画で展開する施策を町関係各課が着実に実行するとともに、障害福祉に関する理解と協力をより多くの町民から得ることで、町が一丸となり地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、②応援事業（ホストタウン）への参加についてお答え申し上げます。

デフリンピックは聴覚に障害のある世界規模の大会として、オリンピック同様4年に一度開催される歴史ある大会であり、2025年に日本初、そしてデフリンピック開催100周年となる記念大会として東京で開催されます。

このような国際大会が日本で開催されることで、聾者や聾文化への理解を深めるとともに、障害者スポーツ全体の振興とスポーツを楽しむ機会が生み出されるものであると認識しており、町として何ができるのか検討していきたいと考えております。

なお、ホストタウンにつきましては現状詳細な情報が示されておりません。今後、国や県、2025年デフリンピック大会準備連絡会議等の動向を注視しながら判断してまいります。

町といたしましては、2025年東京デフリンピック大会が2020年東京オリンピック・パラリンピック大会同様、多くの人々に感動を与え、心に残る大会となるよう応援してまいります。

なお、4、発達性読み書き障害（ディスレクシア）については、教育長より答弁いたさせます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、4、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての①学校現場での検査についてでございます。

近年、通常学級に在籍しながらも、学習面や行動面で困難を来す児童・生徒が増加しています。令和4年の文部科学省の調査では、通常の学級に在籍する小・中学生の8.8%に発達障害の可能性があることが明らかになり、発達障害の早期療育が重要視されております。

上里町教育委員会では、小学校生活に向けて課題が見られる子どもを早期発見するために様々な機関と連携してきております。小学校への就学に当たり、年度当初に保健センターと年長児の発達について情報交換を行っております。また、6月、7月には町内の保育園、幼稚園、こども園を訪問し、直接年長児の様子を参観し、各園の先生方から発達が気になる子どもの情報を提供していただいております。

それらの情報を基に、9月、10月に各小学校で実施される就学时健康診断では、子どもたちの行動観察や知的発達スクリーニング検査を行います。この検査の結果、発達に遅れが見られるときは、指導主事が保護者に直接連絡し、家庭での様子を聞き取った上で、必要に応じて関係医療機関の受診を勧めることもございます。

学校に就学してからも、日々担任だけでなく複数の教員の目で児童・生徒の行動の様子を観察し、授業についていけない、集団行動が取れないなどの状況があった場合は、校内就学支援委員会で対応策を検討しております。また、保護者との面談を通して、必要があれば知能検査を実施し、その子どもの得意、不得意を把握しております。

発達障害の子どもは様々な課題を抱えていることが多く、その一つに読み書きへの困難が見受けられる場合もあります。学校からの報告では、ディスレクシアの疑いのある子どもはおりませんが、今後も様々な機関と連携し、早期発見に努めていきたいと考えております。

次に、②適切なサポートについてでございます。

先ほど答弁で申し上げましたように、上里町内ではディスレクシアの疑いのある子どもはおりませんが、発達障害の疑いがある子どもは一定数おります。上里町ではそれらの子どもを適切にサポートするため、会計年度任用職員である介助員を配置し、学習面や生活面のサポートをしております。また、発達障害における二次障害が起こらないように、日々の様子を観察し、前向きな言葉かけをすることで自己肯定感を高める支援をしております。

通常の学級に在籍する児童・生徒の支援の一つに、学習上または生活上の困難を改善、克服することを目的とした通級指導教室がございます。1週間に一、二時間程度、通級指導教室が設置されてある学校へ通い、学習障害に対しては、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することについて、個に応じた指導を受けることができます。

それらの児童・生徒には個別の支援計画、指導計画が作成され、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にし、専門の知識を持っている教職員によるきめ細やかな指導を受けることができます。

GIGAスクール構想で児童・生徒一人一人に貸与された学習用PC端末により、文字を手書きすることが難しければ、キーボードで入力したり、文字を音声化して情報を得たりするなど様々な支援が可能になりました。また、デジタル教科書を活用することで、文字を読むことが苦手な児童・生徒も動画や音声を基に効果的に理解を深めることができております。

現在、上里町では特別支援学級が小学校16学級、中学校7学級あり、多くの児童・生徒が在籍しております。支援学級に在籍している児童・生徒のみならず、誰一人取り残さない教育が実現できるよう、今後も教職員の資質向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

1回目の質問に対し御答弁いただきましたので、掘り下げてお聞きしたい部分がありますので、その再質問を行います。

1つ目の脱炭素化の取組についてでありますけれども、ゼロカーボンシティ宣言というのは上里町で919番目であります。西村環境大臣からこの町に対してメッセージが来ておるようですが、地球温暖化対策計画や地域脱炭素ロードマップに基づいて、脱炭素先行地域づくりだとか脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施というのを進めていく必要があると。貴町では他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素のさらなる具体化、加速化を進めると書いてありました。

この先行地域づくりというのにも触れているわけですがけれども、先ほど町長の答弁では、大変難しい条件がつけつけられているわけですがけれども、埼玉でもさいたま市だけということであれば、これはもう当然応募してもらちが明くものではないなというふうに感じるところでございますけれども、この言わば西村大臣のほうから来たことにも、今後この町としてはその宣言をした以上は、やはり何かの形で評価をされるようなこの脱炭素化の施策というものをやっていかなければならないと思います。

これを先ほど期待しているのには、町民の皆様のアンケートというのを実施してやっていくわけですがけれども、着実に少しずつやるのか、それとも少々予算化して実際やっていくのか、こういったことも考えなければならぬかなと思うんですけれども、町長、その辺はいかがでございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

ゼロカーボンシティ宣言して、西村環境大臣から私宛てにメッセージが届きました。その話のとおり、議員のお話のとおり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の脱炭素先行地域づくり事業の交付には、国に脱炭素先行地域に選定されることが前提条件となっております。交付金のメニューとしては、脱炭素先行地域づくり事業のほか、再エネ発電設備を一定以上導入することを要件とした重点対策加速化事業もあります。

いずれにいたしましても、選定にふさわしい実行度の高い仕組みをつくり上げるためには、町として相応の人員や時間、予算が必要であるのに加え、地域住民の皆さんの協力、特に地域の事業者主体的な取組を担っていただくことが必要となってまいりますので、先進自治体を参考にして、当町における実施可能性を含めて前向きに調査研究して進めたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） やはりちょっと難しいところはありますね。

次についてはあれなんですけれども、2番目の自立分散型エネルギーの普及でありますけれども、これは上里町でもどんどん進めていかなければならないなと私も感ずるところですが、ここは町民の皆様の協力も必要だろうし、事業者に対しても御協力いただかないとできることではないけれども、再生可能エネルギー、または省エネルギーの設備、機器といったものを、いうなれば導入していく、それを推進していくということは、今までも町としての考え方としては、そういう設備に関するガイドラインを策定しているなど努力を大変しているわけです、町としては。

この2030年の、間もなく来てしまう2030年度でありますけれども、温室効果ガス46%削減という部分では、何かの形で表していかないとならないので、私ちょっとこれ提案なんです、2013年以降に要するに新築した家というものを全て調査をして、その中に設備だとか機器だとか導入状況というのが分かると思うんです。この2013年から今までの、今日までの住宅等を調べて、その目標を立てていかないとならない。どのぐらいの方が利用して、使って、どのぐらいの要するにエネルギー消費がなされたのかというのがある程度分かれば、今後の目標が立つというふうに私は認識しているんですけれども、その目標をまず立てられないでしょうかということと、町民と事業者、行政の三位一体のモデル地域というものを選定してみたいか

なというふうに思うんですが、町長、ここはいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

飯塚議員おっしゃるように、温室効果ガスの削減については、2030年度に46%削減を目標としていると。これは2013年比ということでございまして、2013年以降に新築した家をとということでございます。

ちょっと調べましたところ、2013年度以降に新築した一般住宅件数は1,363件でございます。太陽光発電に関する設備、機器の導入状況につきましては把握できておりませんが、議員御提案のとおり、具体的な目標を立てていくために、二酸化炭素削減量の見える化はとても重要であると考えておりますので、その調査方法等を含めて、埼玉県等にも相談して調査研究に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） モデル地域推進について具体的なものというのは考えられるかどうか、町長、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

モデル地域の推進ということではありますが、2030年に温室効果ガス46%削減ということを先ほど申し上げました。さらに2050年に温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すためには、町の力だけでは到底達成できるものではありません。目標を達成するためには、町民、そして事業者の皆様のご協力が不可欠でありまして、連携を強化していかなければならないと考えております。

町民の皆様に対しては、広報かみさと6月号で地球温暖化防止に向けたアイデア募集を呼びかけておるところでございます。いただいたアイデアを検討し、実現の可能性があるものについては事業化に向け研究してまいります。

事業者の皆様とは、先日開催された児玉工業団地工業会場で各企業の脱炭素化に向けた取組状況をお聞きしました。町としましても地元企業の皆様と連携させていただきたいとお伝えしております。今後どんな取組ができるか協議を行っていきたいと考えております。

町民、事業者の皆様と行政が三位一体となって、目標達成に向け協働できるように検討を進

めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 三位一体のお話は分かりました。

いずれにしても、具体的なものを何かやるということで、町長の決意はあるというふうには認識してもよろしいでしょうか。町長、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど言いましたように、三位一体ということと、事業者含めて取り組める課題等を選出しているところでございます。具体的な計画ができるようでありましたら、またこの場で報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

それでは、次の項目、支え合い助け合う地域社会の構築でありますけれども、これも日常の買物に困ってくるという世帯は、先ほど町長のほうも話が入っておりましたので、具体的にこの生活応援隊だけで今後それをやっていくということにはどうもなりそうもないですね。

そうなる、当然地域の人たちの協力等も含めて、できれば賀美でやっておる支え合いの要するに考え方、これを全小学校区域でやっていくということ、これは私も本当にいいことだなと思えますし、是非やっていただければ、皆さんが参加しやすくなるのではないかなというふうに考えるところですが、どうも移動スーパーの話も同僚議員の話の中であつたので、これをもう少し具体的に買物ができるような移動スーパーを、今現在5丁目のほうで来ているというような話を同僚議員から聞いているので、それを事実上困っている地域に延ばせないか、そういったところに入ってもらえないかという具体策というのは考えられないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

買物弱者ということで、同僚議員からも御質問ありました内容でございますが、もう既に事

業者が始めている地域ということで、エリアをうまく調整しているらしいんです。ですから、そういったところで事業者にお声がけして、その地域を広げるか、そういったところのことについて町のほうでも検討していきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） それでは、続きまして、デフリンピックについては大変前向きな御回答をいただきましたので、2025年、あと2年後ですね。この上里町からも事実上出場選手がいれば大変盛り上がってくる話ではあるわけですがけれども、先ほど伺いましたところ、上里町にはどうもいなそうだということで、お隣の本庄市で1名、事実上デフスポーツの選手がいるというふうな話がありましたので、こういったところも、そのデフアスリートという皆さんを招待したり、デフスポーツというものを事実上観戦できれば、私どもの理解もどんどん進んでいくのではないかと考えるところであります。

この2年間のスポーツを、要するにデフリンピックを要するに迎える前に、2年間の間で我が町として例えばイベント等、またそういう教育等含めて、保育園や障害者の施設などと連携して、その子どもたちもデフリンピックのことを知ってもらうような教育体制、教育を深めていってほしいと思うし、そういう機会を設けていただきたいと望むところでございますけれども、これ、町長のほうで取り組んでいけるかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

私も手話言語条例を設定して、その先に何をやりたいなという中でも、こういった障害者スポーツのところを、私もまたスポーツのほうをやってきた人間として是非そういったところを、機会があればいいなと思っていたところでもあります。今回飯塚議員からこういった御提案があったこと大変うれしく思っております。

デフアスリートを招待してということの質問かと思っておりますが、デフスポーツに触れることで、聾者や聾文化への理解を深めることにつながりまして、聞こえる人と聞こえない人との間にある目に見えない壁を取り除く機会となりますので、であれば、イベント実施はもちろんのこと、小・中学校児童・生徒との交流なども実施していければと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 大変ありがたい発言でございます。そういうふうな形で、我が町が一

番やはり障害者の皆様に対しても、住民も含めて共生社会をつくり上げていく、本当にモデル的な町として、要するにあるんだというアピールが是非できたらいいなと私は考えるところがありますので、町長、今後ともそうした障害者等の皆様に本当優しい要するに心を持っていく町づくりというのを、町長自らが要するに今後行動していただければなと考えるところでありませけれども、最後にそのことをお聞きして終了します。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） デフリンピックのスポーツに挑戦とか、そういったことはあれかもしれませんが、こういって前向きに取り組んで、上里の障害者の皆さんと障害者でない方も一緒になってスポーツに取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時15分からとします。

午後4時1分休憩

午後4時15分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） 皆様、こんにちは。議席番号3番、日本維新の会、金子義則です。皆様大変お疲れだと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

今回の質問は大項目で4つとなります。

まず第1に、ひとり親家庭の養育費確保支援について、第2に、高齢化に伴い各自治体の班長制度について、第3に、公共事業の選択と優先順位について、第4に、防災無線についてであります。

それでは、第1のひとり親家庭の養育費確保支援についてお伺いをいたします。

最近では、養育費確保支援については各自治体で独自に対応しているところも増えております。ひとり親家庭の支援については、教育費に関するもの以外にも、ひとり親家庭が抱えるそれぞれの課題や必要な支援と多岐にわたります。各自治体の取組もそれに対する理解や支援の

動きも大きく変わってきたと感じています。

まずは、ひとり親家庭の主たるものが児童扶養手当であります。これもここ10年ほどで理解がかなり進んだと思います。しかしながら、手当の内容は何十年と変わっていません。ほとんどの皆さんが、母子家庭はさすがに全員が受給されているんでしょうというような誤解や印象はだいぶ少なくなっていると思いますが、児童扶養手当、これは満額で支給されても月々4万円程度で、そこから親の所得金額により10円単位で1万円ほどにまで減額されてしまいます。これはずっと変わっておりません。

その所得金額の制限なのですが、全額支給の4万円を受け取るには、所得の上限金額が子ども1人の場合で年額87万円です。87万円までの所得であれば満額の月々4万円が受給できますが、年間所得87万円を超えると10円単位で支給額が減額される仕組みとなっております。それで、年間230万円を超えると一円も支払われません。その所得が230万円を超えて支給停止になると、そのほかの支援や優遇措置も一切なくなってしまいます。

例えば、医療費を支援するひとり親家庭等医療費支給や、資格を取ってキャリアアップしようとして最近リスクリングというのがよく聞くと思うのですが、そのための講座費の受講費用の支援などの支援がなくなってしまうのが現状です。

ひとり親家庭は、本来2人で頑張るところ1人で頑張るわけですから、経済的にも時間的にも大変厳しいのが実情です。子育て日本一を掲げている上里町としては、独自のセーフティネットが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

まずは、上里町におけるひとり親家庭の現在の状況、課題の把握と現状、また、それに伴う対応についてお伺いをしたいと思います。その内容の中で、養育費確保支援に関する新たな動きや対応がもしございましたら、併せてお伺いをいたします。

また、この児童扶養手当を受給するには、毎年8月に現況届が必要かと思います。その中で面談がありますが、以前は、わざわざ平日に役場に行かなくてはならないとか、不正受給を確認するものだとかということが多かったのですが、このような直接面談をすることで、本当に支援が必要な人に届いているのかどうか、子どもが安全に健やかに生活しているかどうか、SOSを見逃さないためにも機能していると最近では感じられます。今後も担当課においてきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

上里町では、現在他の自治体でしている養育費の確保支援についての対策は行われておりません。ひとり親家庭支援につきましては、やはり大きな理由が離婚ということになります。自己責任だからと言ってしまえばそうかもしれませんが、その子どもには全く責任がありません。

しかしながら、近年養育費の支払いをしないケースが多く、貧困や経済的な困窮から異性に頼ってしまい、自分の子どもが虐待されても言い出せずに、子どもを守ることができず、死に

至ったケースなども報道でよく目にするようになりました。このような悲しい事態を防ぐためにも生活支援が絶対に必要です。

その一つが養育費確保支援があります。内閣府は令和4年3月28日、養育費確保に関する取組状況を公表し、法務省も令和4年3月、公益社団法人商事法務研究会に委託して、養育費不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究報告書を公表しております。

主には、子どもの貧困対策を取りまとめている子どもの貧困に関する大綱等を推進する立場から、個別施策を担当している法務省や厚生労働省と連携し取り組んでいくこと、養育費等相談支援センターや地方公共団体における各種相談事業等を推進することとあり、また、厚生労働省では、令和3年度に拡充した離婚前後親支援モデル事業が多く地方公共団体で活用されるように展開しています。あらゆる機会を通じ、地方公共団体の取組を促すとあります。

こうした政府の方針や報告書を受け、上里町では今後どのような支援対策を進めていかれるでしょうか。町長にお聞きいたします。

現在、日本で養育費を受け取っているとされる割合は、これは正確なデータはないものと言われていますが、一部の中のデータで2割程度と言われていています。約8割が不払いであります。子どもの貧困と困窮の原因でありますので、未来ある子どもたちのために対策を講じていただきたい。

その養育費確保の肝になるのが公正証書等の作成費用に関する補助です。埼玉県でも導入している自治体が大変増えてきています。

さいたま市の場合ですと、本人負担分として上限4万3,000円を補助をしています。公証人、手数料、調停申立てや裁判に要する収入印紙代等が当たります。令和3年度でさいたま市では18件の利用があったそうです。その他、県内川口市、狭山市はさいたま市と同じ4万3,000円で、羽生市で3万円、杉戸町などもこの制度があります。公正証書補助制度は全国で現在広がりを見せております。

そこでお伺いします。養育費の有無、確保というのは直接子どもたちの生活に関わる大事なことです。より多くのひとり親家庭が確実に養育費が確保できるように、公正証書等作成費用の補助を是非検討し実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

予算規模も、先ほど御紹介させていただきましたさいたま市でも年間18件だけです。上限のもし4万3,000円を全員に支給したとしても77万4,000円で、県からの補助がないからとか予算化が難しいとかというようなレベルではないと考えます。130万都市のさいたま市と3万人の上里町の割合を考えれば、対象人数は多く見積もっても年間でゼロから5程度ではないかと予測されます。年間必要額も最大で21万5,000円ぐらいではないかと推測できます。是非とも導

入していただきたい。

この項最後に、養育費保証契約締結経費補助事業について、もう一度お伺いします。

現在埼玉県ではこの制度、川口市が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として本人が負担する費用5万円を上限に支給しております。また、戸田市と杉戸町でも保証料に関する補助があります。

支払いが滞った際の困窮を防ぐ制度です。これは大変大きな効果があります。是非とも養育費確保支援とセットで導入してはいかがでしょうか。両方とも採用したとしても、予算的にも大きなものではありませんが、効果は絶大だと考えます。御見解をお尋ねいたします。

第2に、高齢化に伴う地域役員、班長についてお尋ねいたします。

私の地域でも高齢化の波は当然あり、最近では独り住まいの高齢者が沢山おります。それに対して地域活動は当然今までどおり行わなくてはなりません。コロナウイルス感染症により班長さんの仕事は多少簡略化されていましたが、コロナ禍も収束を迎え、区民の皆様の行事等も今後活発に行われるようになるかと思えます。

しかしながら、独り暮らしの高齢者の方々が地域の順番等により班長をどうしても受けなければならない事態が多発しております。元気で活発な方であれば全く問題がないように思われますが、そうでない方も沢山おられます。公平性の面から引き受けなければならないのは百も承知なのですが、危なくてできないという方たちが今後増えていくと思えます。町としては今後どのようにお考えなのかお尋ねをします。

また、最近のデータでも、私のところでもそうなんですけれども、自治会に入らない若者世帯も大変増えているのが現状です。ですから、どのようにしたら若い世代にバトンタッチができるのか、非常に深刻だと考えます。町としての御意見をお願いいたします。

第3に、公共事業の選択と優先順位についてお尋ねをいたします。

以前、議会で先輩議員が質問したかと思いますが、地方自治体に限らず、国も県もコロナ禍を経験して非常に財政状況は厳しいと思えます。しかしながら、住民のニーズというのはますます高まっております。限られた財源の中で最大限の効果を発揮しなければなりません。

以前から町長は、限られた財源を効率的に執行していくんだということをよくお話しされております。現在、工業団地アクセス道路やリバーサイド道路、藤木戸勝場線など次々と工事整備をされています。そこに近所でお住まいの方々は大変喜んでおられるだろうと思えますが、その中で、私どもの地域の、忘れ去られています昭和49年10月4日に都市計画道路として計画されております三田中道路ですが、現在もそのまま放置されたままで、子どもたちの登下校でさえ現在危ない状態となっております。また、先週のように線状降水帯による大雨が降れば大水があふれ出し、今年のひょう害のときも大変な状況となりました。

ここに住んでいる三田、京塚、三軒の住民が前々から大変困っております。計画から49年がたちますが、まず一步踏み出すことはできないのでしょうか。お金がかかるのは十分承知しております。しかし、今のままだと本当に絵に描いた餅が既に50年たってしまっていますが、今後どうするつもりなのか、やるのかやらないのか、お考えをお答えください。

第4に、防災無線についてお尋ねをいたします。

先月、5月16日よりJ-アラートの不具合があったということであります。

昨年来、何度となく先輩議員たちの皆様方から質問があったと記憶しておりますが、今回もう一度お尋ねいたします。

最近では異常気象により、風水害やひょう害、各種犯罪や尋ね人など、多くの災害や事件が起き、そのたびに防災無線を使ってのお知らせが多く流れることが増えました。これは何度も質問していますが、防災無線が全く聞こえなくなったという住民がたくさんいます。私も含めてです。しかしながら、町長は前回の答弁でも、きちんと計算されて聞こえているはずだという見解を示されております。

私も含め、私の地域の人たちだけが耳が悪いのかなと思うくらいです。通常の状態では聞こえないわけですから、台風や大風、ひょうが降ったりすれば、状況的に何の役にも立たないと思っておりますが、いかがでしょうか。

大きな災害時などのためにあるのが防災無線であり、住民を守るべく、命を守るべく、大きな手段の一つです。もし災害時に伝わらず、命の危機が訪れ、被害が出てしまった場合は誰が責任を取るのでしょうか。それでも町長たちが大丈夫だと言えれば問題ないのかもかもしれませんが、いかがでしょうか。

また、もう一つ、地区の基地局から地元住民に対しお知らせするときの防災無線の音はもっと小さく、聞こえません。これはシステム上の問題かとも思いますが、改善策をお考えください。

それでは最後に、今後防災無線の改善をするのか、それとも計算上大丈夫なはずだから問題はないのか、簡潔にお答えいただきまして、1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 3番金子義則議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 金子義則議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、1、ひとり親家庭の養育費確保支援についての①養育費確保支援に関する国や県の方針への対応、②養育費に関する公正証書等作成費用補助支援の対応、③養育費保証契約

締結経費補助事業支援については関連がございますので、一括してお答えいたします。

ひとり親家庭の主たる支援として、埼玉県が行う児童扶養手当がありますが、資格のある方は所得にかかわらず申請ができます。しかし、申請する方や同居等生計を同じくしている申請者の直系血族や兄弟姉妹などの扶養義務者等の所得により、手当の支給に制限があり、議員おっしゃるとおり、子ども1人の場合、年間230万円を超えると支給されないなど、所得要件が定められております。

上里町のひとり親家庭で児童扶養手当を受給されている御家庭は、5月2日現在260件であります。支給に当たっては、毎年8月の現況届の提出に併せ、丁寧な面談を行っております。その中で求職中の方については、就業支援専門員の紹介やハローワークのパンフレットの提供等を行っておりますが、今後は求職中以外の方におかれましても、どのような困り事があるか把握に努めてまいりたいと思います。

なお、養育費についてでございますが、令和3年に厚生労働省が公表した調査結果によると、推計値ではありますが、母子世帯の56.9%、父子世帯の85.9%が「養育費を受けたことがない」と回答しており、平成28年に実施した結果とほぼ同様の結果となっております。

養育費の取決め状況では、母子世帯では「取決めをしている」が46.7%、父子世帯では28.3%となり、母子世帯と比較して大きな差があります。

養育費の取決めをしていない最も大きな理由としては、母子世帯では「相手と関わりたくない」が最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」、父子世帯では「自分の収入等で経済的に問題がないから」が最も多く、次いで「相手と関わりたくない」となっており、父子世帯では経済的に自立していることがこの結果から伺うことができます。

このような調査結果からも分かるように、養育費の不払いで不利益を被っているのは母子世帯が多いのが実情で、この状況はここ数年ほとんど改善が見られていないとも言われています。

養育費確保支援として、「こどもの健やかな成長のために」～離婚後の「養育費の支払」と「親子交流」の実現に向けて～と題したパンフレットが法務省によって作成され、町民福祉課、子育て共生課の窓口にて配架しております。

このパンフレットには、ひとり親家庭における養育費の取決めや、支払われなかったときに備える対応などが質問形式にて記載されており、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべき養育費と親子交流について、取決め方やその実現方法について分かりやすく説明したものとなっております。

また、離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもにとっては大切な親であることに変わりはなく、子どもの安定した養育環境を確保するために、一人の親として養育費の支払い義務を背負っております。この養育費の受取りを確実にするために、調停申立てや公正証

書の作成等があり、それに係る費用や養育費不払い分の保証会社と保証契約を締結する際に要する費用補助制度の支援を始めている自治体もあり、注視しておるところであります。

こうした中、令和2年には改正民事執行法が施行され、未払いの相手方から強制的に養育費を受け取りやすくなりましたが、この改正によって救われるのは、あくまでも公正証書や調停調書などの公の文書で養育費の取決めをした方に限られます。このため、養育費の確保に当たっては、離婚時に養育費についてきちんと取り決め、口約束でなく書面に残しておくことが何よりも重要となります。

このような状況から、離婚時にやっておくべきことが重要となるため、先ほども述べましたとおり、法務省作成のパンフレットを対象となる方に御案内し、自ら活用できるよう周知するなど、両課の窓口にて働きかけてまいります。

なお、議員より御質問のありました公正証書等作成費用の補助支援や養育費保証契約締結経費の補助事業につきましては、窓口での相談内容などにより状況を把握することから始め、男女共同参画推進センターや社会福祉協議会で実施する弁護士による法律相談を御案内し、近隣市町や埼玉県内の実施状況等を注視しながら、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢化による班長制度の対応についての①高齢化に伴い班長を引き受けることができない住民の対応についてお答え申し上げます。

班長は地域の代表であります区長をサポートし、地域コミュニティーづくりを区長と共に中心となって様々な活動に御尽力をいただいております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

班長の引受け手につきましては、猪岡議員の質問の区長の後継者探しと同様に、昨今の高齢化など社会経済の変化から担い手探しに苦慮している状況にあると認識しております。また、班によっては班員の高齢化から引き受けることができず、若い世帯に数年に一度回ってくるケースもあるようでございます。

班長制度の運用は区で取り決めて行うもので、地域性などから課題については様々なアプローチが考えられると思います。

例えば、輪番制で実施しているところが多いと思いますが、高齢化の状況から、順番を繰り上げ、早めに班長を引き受けていただくよう、他の世帯との公平性を勘案し、話し合っておく方法もあるかと思えます。

また、班長の仕事を数人で分担し協力する方法、高齢者世帯と若い世帯のペアで分担、サポートする方法、町から助成している地区活動推進費を有効に活用していただくなどが考えられると思います。

地域コミュニティづくりは人と人とのつながりを強固なものにすることが大切であり、そのためには区長や班長はなくてはならない存在であると認識しております。町といたしましても、町民や各種団体に対し、課を超えて啓発し、地域活動への参加について御理解、御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3、公共事業の選択と優先順位についての①三田中道路の整備と三田、京塚、三軒、古新田などの雨水排水事業の整備についてお答え申し上げます。

都市計画道路三田中通り線は、昭和49年に都市計画決定され、計画幅員12メートル、延長1,280メートル、三田久保原線から県道藤岡本庄線へとつながる幹線道路であり、町の東西を結ぶ古新田四ッ谷線にも交差連結する重要な都市計画道路であります。

この道路は都市計画決定以降、沿線に宅地開発や大型商業施設の立地が進み、交通量が増加したことから、都市計画道路予定地であるため、宅地開発などで先行買収し、その拡幅部分に関しては交通事情に応じて随時簡易舗装をするなど、交通環境の保全対策を行ってまいりました。

また、三田中通り線と古新田四ッ谷線との交差点であります。事故抑制のため県警本部へ度重なる要望を行ってきた結果、令和元年8月に信号機を設置することができました。

さて、今後の予定であります。完成形での都市計画事業着手に関しましては、現在のところ具体的な時期は定まっております。

そこで、完成計画での道路規格、道路組成などの道路構造を確定するため、現在、道路設計図書を作成するとともに、事業実施に必要な費用算出などを含めた道路詳細設計を昨年度より発注しております。

また、雨水排水の問題もありますが、交通安全対策の見地から、早期着手が可能な暫定形での整備が有効であるかどうかにつきましても並行して整備検討を行っております。

近年、温暖化による降雨量の激変や急速な市街化による雨水排水量の変化は著しく、周辺地域ではおびただしい道路冠水が発生しております。今後はそれらの状況を考慮しながら、あらゆる工法や手段を十分に照査し、将来的に手戻りのないように、雨水対策計画と一体的な整備手法を含めた三田中通り線の整備計画を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4、防災無線についての①全く聞こえない問題についてお答え申し上げます。

防災行政無線については、デジタル化更新と併せて高性能スピーカーを導入し、広報塔を集約したことで音の輻輳を少なくして、町民の皆様にも明瞭な放送をお届けできるよう整備いたしました。

その後も聞こえないと御意見をいただいた地域などを対象に、測定器と人間の耳による音達調査を実施いたしました。この調査結果を基にスピーカーの増設や方向調整を行い、音達改善

を図っております。

しかし、議員お話しのとおり、現在の住宅構造や強風、大雨等の気象条件などによっては、聞こえない、聞き取りにくいという相談が複数あるのも事実であります。一方で、広報塔の近くの方からは、うるさいといった御意見もいただいているという現状でもあります。

昨年度、来庁された町民との話し合いでは、防災や防犯などに関する町からの情報が家の中で聞き取りにくいことに不安を感じていらっしゃることから、屋内へどう音声情報を伝達するかを課題として捉えています。

災害情報の伝達については、防災情報メールやLINE、各携帯電話会社からのエリアメールなど、直接情報を届けるプッシュ通知も多重化、多様化に努めていますが、これらの手段を御利用いただけない方がいらっしゃることも、屋内でもリアルタイムで広報塔と同じ放送を聞き取ることができる手段の重要性を感じています。

昨日の新井實議員の答弁と重複いたしますが、今年1月には防災行政無線の放送と同じ内容を架電するシステムを試験的に導入し、区長や民生委員・児童委員、防災会議委員や聞こえないと相談があった方等、約30名に実際に御利用いただき、使用感を確認させていただきました。

試験期間終了後に行ったアンケートでは、「風雨に関係なく聞き取れるので非常によかった」、「外出先でも音声で確認できてよい」等、多くの方から好評をいただいております。なお、このシステムはファクス、SNS等への一斉配信も可能となっております。

新たな機器の導入をすることなく、使い慣れた今ある電話を使用するものであり、災害情報の入手が難しい高齢者等に対しましても、本システムの導入は有益ではないかと考えております。町民の要望をしっかりと捉え、町の実情に合致したシステム等の導入に向けて前向きに検討しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 通告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ時間を延長いたします。

会議を続行いたします。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） ありがとうございます。

一番最初のこの養育費支援とかの問題もそうなんですけれども、今回国のほうからでも異次元の少子化対策によりということ、児童扶養手当ではないんですけれども、児童手当の所得制限などが国によってなくなる方針であるということが報道されていると思います。

そこで、件数が年間で、こちら先ほどお答えいただいたように260件が該当しているんだよ

ということでお聞きしましたが、やはりこの87万円という金額というのは、やはりどう考えても、これ12で割る話なので、生活費としては成り立たないと思うんです。

例えば、家賃をもし払っているのであれば、家賃3万円のところは上里町でもなかなかないと思うんです。となると、住宅費だけで半分ぐらいを占めてしまって、それから光熱費ということになると、これは全く生活が成り立たないということになります。

それで、そこで4万円は確かに出るんですけども、それからまた87万円を超えたら10円単位で減っていくということが、今の制度だとそうなんですけれども、そこで230万円を超えたらゼロになるわけですけども、せめて230万円まで、仮にですけども、230万円までの人たちの削減された金額、それが今4万円がマックスだとしても、そういったことで、この件数260件の中で、これ全額、満額ではないと思うんです、多分。そうですね。

となると、少ない方もいるということになれば、260件掛ける、規模は大きくなってしまいうのかな、それでもその分の4万円までの補填というのは、町としてはちょっと考えられないでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 金子議員の再質問にお答え申し上げます。

養育費については、町のあれでは先ほど260人の対象者があるということであり、受給者が。

そういった中でも受け入れられないこともあるかということで、子どもの健やかな成長と安定した生活に必要な養育費の確保等についても、慎重に前向きに検討させていただいて、取り組めるかどうか検討させていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） ありがとうございます。

実は、この養育費確保支援のほうも特にそうなんですけれども、実は私のところで、今年になってこういう事例が実は現に出たんです。それで、その離婚の理由というのが、DVですよ、DVが原因で離婚となった御家庭なんですけれども、ちょっと仕事が仕事なので相談を受けたんですけども、そこでやはり、例えばの話、養育費確保支援があったとしても、これはなかなか利用ができないというのは現状だと思います。

なぜかといったら、働かなければいけないので相談に行っている暇がない、どうしても。それで子どもと、その方の場合にはお子さん2人なんですけれども、その方を一人で見なければ

いけないわけだから時間が取れない。

それなので、こういった支援がもしあったとしてもなかなか利用できない方もいるんですけども、それを例えば、子育て共生課になるかと思いますが、そういうところで気軽にもっと簡単にもし相談できるようなことがあればもっといいのかなと思うんですけども、そういったことで、ひとり親の支援の制度があったとしてもなかなか利用ができないだけですけども、そういったことをセーフティーネットとして町でいろいろ用意していただければ、子どもの貧困を防ぐことについてはかなり役に立つのかなということで伝えさせていただきました。

それと、あとは公正証書の作成費用補助、先ほど町長のほうも理解されているようでしたけれども、結局は公正証書を作らないと、行政的には確かに差押えとかそういうことができないんですけども、先ほどもその中にもありました、女性の方の母子家庭のほうが当然のことながらこれは多いんだよというのは、第一の原因、間違いなくDVであったりとか育児放棄みたいな形の、旦那さんのほうが、そういった形であるから女性世帯が多いんだなと思いました。

今回は一応私としてはもう提案になりますので、こういったことを前向きに町として町長の気持ちとして、できるだけ早く着手していただけることをお願いしたいと思いますけれども、その決意はございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 金子議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、社協の法律相談とかいろいろな切り口で相談を受けてもらうのが一番いいわけですが、そういった機会もなかなか難しいようであれば、町としても何か当該者と何か連携できてやれるような仕組みを研究していきたいと思っておりますし、私も子育て支援日本一という公約を掲げていますので、そういった意味からも是非こういった課題について研究していきたいと思って、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） ありがとうございます。

じゃ、次に、第2に、高齢化による地域役員、班長さんについては御答弁のほうをいただきましたけれども、これはやはり地元の区長さんを中心に、いろいろな提案を出していただいてやっていかなければいけないんだなということで、それは承知いたしました。

ただ、私のほうに実は相談に来た方がおられまして、その方はひとり親のお母さんのところに週に1回様子を見に来ています。だけれども、班長を受けてしまったということで、班長を

受けてしまったから、足が悪いのに班長を受けてどうなるのということで御相談で、今は私は近所というか、そんなに遠くないので来て代わりにやってあげることはできるけれども、今後こういった、たまたまその地域がかなり高齢の方が多いようで、どうしてもなかなかやれない状況だったみたいで、そうすると近所の方も困るので、何かできませんかという御相談だったので、それはそういうことなので承知をしておいていただいて、是非区長会などもしございましたら、総務課のほうからでも御提案よろしくお願いたします。

第3に、今度は公共事業の優先順位ということで、これは私のほうからすると、地元でもあります三田中道路が今回、先週もそうでしたけれども、線状降水帯の大雨でやはりすごい状態になっていました。それなので、もうこれはいいかげんにしてほしいということもありましたし、今回はこの質問も地元の方と地権者の方から直接、実はこれを言ってくれないかということで相談があったのは、たまたま山下町長と面識のある方々で、山下町長はそのときに、今回私はここの道のこともちゃんと分かっているから、早く着手するようにするからということで説明を受けたんだけど、全然やっていないじゃないかと言われてしまって、私は直接聞いたわけではないので、その方から言われたので、じゃ、それは町長のほうに聞いてみますということで今回御質問させていただきましたので、そのことについてちょっと御説明のほうをいただけますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 金子議員の再質問にお答え申し上げます。

答弁で申し上げましたように、三田中通り線は都市計画道路でございますので、私が着手したときも、このところの、先ほど答弁に言いましたように、交差点ですよね、この交差点について私のほうで県警のほうと話して、令和元年につけさせていただきました。私が着手したのは、平成30年就任ですから、1年ぐらいで信号機をつけたところがあります。

また、この三田中通り線も住宅開発があって、その開発云々に伴って、当然幅が12メートルということでありましたので、先行して用地買収を進めたところでもあります。

多分住民の方がなかなかその整備について、雨水計画というものが十分理解されていなかったというところで、雨水の排水対策も含めて、今まで少しずつやってきた、手をつけてきたわけですが、その辺が住民にとっては目に見えていないのがあったかなと思って、ちょっと私としては反省しておりますが、この道路につきましては、三田久保原線の交差点、あそこには大雨が降ると常に私は飛んで行って、工場の中に雨水が流れ込んでいる、困っている、企業名はちょっとあまり言いませんが、そこへ行って代表者と話し合っていて、これを何とかしようということでやっていますので、そういった中で今後雨水排水対策を計画の中に取り込

だ中で道路の整備、そういったものをしっかりやる。

ただ、かなりこれ本格的にやるとかなりの費用が発生しますので、工業団地アクセス線が一応令和5年度で開通することに予定されていますので、そういった計画道路の中でも、ここを今後優先的な形で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） 是非とも何らかの形で早い着手のほうをお願いしたいと思えます。

ヒアリングのときにも担当課長さんのほうからその件についてはお伺いしてしまして、排水対策等全てをやるとなると、完成形でやると、うーんということはお聞きしております。それですけれども、取りあえず何も、だから何もできないじゃなくて、それだったらまず安全を第一に考えていただいて、子どもたちの安全ということで、道路だけでも優先していただいて始めていただければと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後なんですけれども、防災無線についてなんですけれども、一つだけ、ちょっとだけ言っておきたいことは、私のところみたいに、私のうち自体はそんなに高級な住宅でもなく、37年もたっていて、隙間風も入るようなうちなのですが、そのうちで、例えば聞こえないということは、それは聞こえないということは、今の住宅、気密性が高くて、そうでなくても聞こえないと思うんです。

それでも、うちみたいところが聞こえないのであれば、もっと聞こえないわけですから、そういったことで、先ほど説明ありました、新しいシステムを導入ということで、是非ともそういった形で新しいシステムの導入をなるべく早くしていただきたいのですけれども、その件について最後お伺いして終わりにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 金子議員の再質問にお答え申し上げます。

防災無線が全く聞こえないということであります。

私は今までちょっと何か所か対策した中で、この地域は大丈夫かなということでしたんですが、少しちょっとそういう金子議員のほうの地元のことから聞こえないのであれば、一度実態調査を含めて、私も一回行って見て、その状況を把握しながら、なおかつこういった、先ほど答弁で言いましたように、実情に合った形でシステムの導入を早急に進めたいと思えますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 3番金子義則議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時4分散会